

● いんふおめーしょん

ISSN 0919-1070

# 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

No.20=1993年7月  
No.21=1993年8月 合併号

☆ 特集/子どもの権利条約、参議院本会議質疑の全記録

## ◆ No.20・21合併号 目次 ◆

指標=非嫡出子相続訴訟、東京高裁が示した決定理由の要旨

### ◆子どもの権利条約、参議院本会議の代表質問の全記録

子どもの権利条約国会へ行こう//第126通常国会の記録

子どもの権利条約、参議院外務委審議経過、条約承認案廃案の経過

☆資料=廃案にあたっての各界声明/子どもの人権連、権利条約ネットワーク、  
日本社会党、日本教職員組合

子どもの権利条約、高校生へのアンケート結果(2)都留文化大学初等教育学科学生  
DOCUMENT(3)子どもの人権と教育関係の報道と記録から……(No.3/93年5月期)

◆子どもの人権連広報委員会から……菅源太郎



### ◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。

# 子どもの人権連 へのおさそい

◆ 子どもの人権保障をすすめる各界連絡協議会 ◆

☆ 代表委員 (50音順) ☆

一番ヶ瀬 康子	日本女子大学人間社会学部教授
大田 堯	東京大学名誉教授
鈴木 祥蔵	部落解放研究所所長、関西大学名誉教授
寺澤 亮一	全国同和教育研究協議会委員長
永井 憲一	日本教育法学会会長、法政大学法学部教授
横山 英一	日本教職員組合中央執行委員長

## ご入会へのお願い

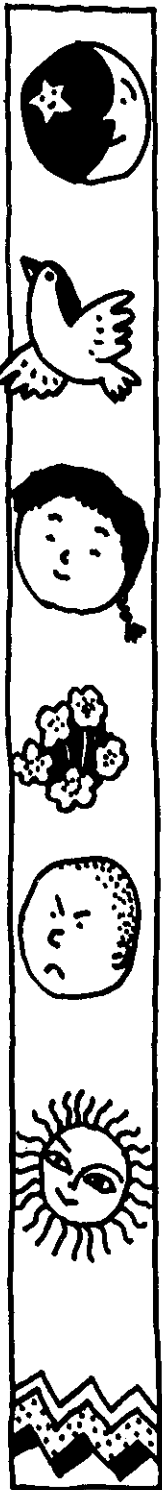
1人でも多くのおみなさまのご入会をおねがいいたします。子どもの人権連の考え方、今後とりくむべき課題などは、別掲の「よびかけの趣意書」をお読み下さい。

### ☆お申し込み方法

- ① 子どもの人権連のよびかけの趣意書、会則に賛同する個人及び団体はどなたでも入会することができます。お申し込み方法&用紙は別紙をご利用下さい。
- ② ご入会にあたっては、年会費を必ずご入金下さい。個人会費は5,000円、団体会費は10,000円です。ご入金を事務局で確認した時点で会員となります。

### ☆会員の特典

- ① 会員のおみなさまへは、会員情報誌「いんぷいおめーしょん 子どもの人権連」(月刊)をはじめ、広報出版物ができ次第、無料で頒布いたします。
- ② 会員のおみなさまへは、広報出版物を20%offでお送りいたします。
- ③ 会員のおみなさまへは、講師あっせん、講座&学習会のプログラミングなどを優先的におこないます。



# 指標 ◆ 非嫡出子相続訴訟、東京高裁が示した 決定理由の要旨 (1993年6月23日) ◆

「非嫡出子相続訴訟」で東京高裁が示した決定理由の要旨は次の通り。

当裁判所は、民法900条4号ただし書き前段の規定は、憲法14条1項の規定に違反し、無効であると解する。その理由は、次のとおりである。

(一) 憲法14条1項所定の「社会的身分」とは、出生によって決定される社会的な地位または身分をいうと解されるところ、嫡出子か嫡出子でないかは、本人を懐胎した母が、本人の父と法律上の婚姻をしているかどうかによって決定される(民法772条)事柄であるから、子の立場から見れば、正に出生によって決定される社会的な地位または身分といえることができる。

そうだとすると、民法900条4号ただし書き前段の規定は、嫡出子と非嫡出子とを相続分において区別して取り扱うものであることが明らかであるから、憲法14条1項にいう「社会的身分による経済的または社会的関係における差別的取り扱い」に当たるといえるべきである。

そして、憲法14条1項の法の下における平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでないかぎり、差別的な取り扱いをすることを禁止する趣旨と解すべきである。

## (二) 略

そこで、以下右の2点について検討を加える。

## (三) 立法の目的の重要性について

民法900条4号ただし書き前段の立法の目的は、正当な婚姻を奨励尊重することにあり、いいかえれば、適法な婚姻に基づく家族関係を保護することにあると説かれているが、ここで念頭に置かれているのは、いわゆる「妾(めかけ)の子」に対して「妻の子」の利益を保護することにより、結果的に法律婚を尊重しようという旧家族制度に由来する沿革的思想にほかならない。

当裁判所は、適法な婚姻に基づく家族関係を保護するという立法の目的それ自体は、憲法24条の趣旨に照らし、現在においてもなお、尊重されるべきであり、これが重要なものであることを肯定する。し

かしながら、嫡出子と非嫡出子との相続分を同等としても、これにより配偶者の相続分はなんらの影響を受けるものではないし、かりに、配偶者の側に実質的な不平等が生ずることがあるにしても、寄与分の制度を活用することにより是正可能であることが留意されるべきである。

もとより、適法な婚姻に基づく家族関係の保護が、尊重されるべき理念であることはいうまでもないが、他方で、非嫡出子の個人の尊厳も等しく保護されなければならないのであって、後者の犠牲の下で前者を保護するような立法は極力回避すべきであろう。

そして、この点に関する近時の諸外国における立法の動向を見ると、非嫡出子について権利の平等化を強く志向する傾向にあることがうかがわれ、さらに、国際連合による「市民的及び政治的権利に関する国際規約」24条1項の規定の精神及び我が国においていまだ批准していないものの、近々批准することが予定されている「児童の権利に関する条約」2条2項の精神等にかんがみれば、適法な婚姻に基づく家族関係の保護という理念と非嫡出子の個人の尊厳という理念は、その双方が両立する形で問題の解決が図られなければならないと考える。

目的と規制手段との間の実質的関連性について

民法900条4号ただし書き前段の規制が非嫡出子の相続分を嫡出子のその二分の一とすることにより、すなわち、妻の子の利益を妾の子のそれよりも重視することにより、結果的に法律婚家族の利益が一定限度で保護されていること自体は、否定しがたい。その意味では、右の規制と立法目的との間には、一応の相関関係があるといえる。

しかしながら、右の規制があるからといって、婚外子の出現を抑止することはほとんど期待できない上、非嫡出子から見れば、父母が適法な婚姻関係にあるかどうかはまったく偶然のことに過ぎず、自己の意思や努力によってはいかんともしがたい事由により不利益な取り扱いを受ける結果となることが留意されるべきである。これは、たとえていえば、正  
(25Pに続く)

# ◆子どもの権利条約 Convention on the Rights of the Child

## (政府訳=児童の権利に関する条約)の締結について承認を求めるの件

### 参議院本会議での趣旨説明と代表質問—の全記録◆

**細川 利和** 子どもの権利条約批准案 衆院で可決

十八歳未満の子どもの権利を定めた国連の「子ども(児童)の権利条約」の批准案が二十六日夜の衆議院本会議で全会一致で可決された。同日午後八時、衆議院で採決され、百三十九票以上が賛成で可決された。衆議院は十九日午後八時、衆議院で採決され、百三十九票以上が賛成で可決された。

十九歳以上がすでに批准をすませた。差別の禁止、意見表明権、表現や思想・良心の自由、司法手続きに関する保護などが盛り込まれている。

衆議院外務委員会では、政府が条約の実施のために新

た国内立法措置は必要ないとしたのに対し、社会党が、非嫡出子への法定相続を嫡出子の半分としている現行民法の改正が必要だと主張した。

しかし、結局、各党とも早く批准が必要との立場から、本会議に先立って開かれた衆議院外務委で、①関係行政機関が条約の運用に十分配慮する②締結国で作られた条約の実施状況をチェックする「子どもの権利委

員会」に政府が提出する報告書も、国会にも出す一などを求める決議を全会一致で採決、衆議院外務委に長に報告することで折れ合

#### ☆提案及び答弁者★

外務大臣=武藤嘉文、内閣総理大臣=宮沢喜一  
法務大臣=後藤田正晴、文部大臣=森山真弓  
厚生大臣=丹羽雄哉、建設大臣=中村喜一郎

#### ★代表質問者☆

堀 利和=日本社会党・護憲民主連合  
浜 四津敏子=公明党・国民会議  
鈴木 栄治=民社党・スポーツ・国民連合  
吉川 春子=日本共産党  
乾 晴美=民主改革連合

### 点字の原稿で本会議質問

参院の堀利和議員 (社会)

93.5.27 朝日



子どもの権利条約の批准承認に関する二十七日の参議院本会議の質疑で、目の不自由な堀利和議員(社会)が、点字の原稿を指してたどりながら、

「点字の原稿を指してたどりながら、認めらるる。参院本会議の質疑で、目の不自由な堀利和議員(社会)が、点字の原稿を指してたどりながら、

い、という。堀氏は、衛門に付き添われ、登壇し発言。障がい児の人数に絞って、政府側の見解をたじた。

条約の趣意を問われた宮沢首相は、「条約上の権利をいかなる差別もなく尊重するよう求めており、その例示として障害も挙げている。行政にも最大限に反映していかなくてはならない」と応じた。散会後、堀氏は「本場に伝えたいことを伝えられるかどうか確認して、びっしょり汗をかいた」と話した。

**原議長**

これより会議を開きます。

日程第一、「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」趣旨説明、本件について提出者の趣旨説明を求めます。

武藤外務大臣。

**外務大臣 武藤嘉文**

「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」につきまして、趣旨のご説明を申し上げます。

この条約は、平成元年の国連総会において採択されたものであり、児童の権利の尊重及び保護の促進を目的とするものであります。

この条約は、我が国が締約国となっている「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、さらに児童の人権の尊重及び保護の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものであります。

この条約の目的は、基本的人権の尊重の理念に基づいている我が国の憲法とも軌を一にするものであり、我が国がこの条約を締結することは、我が国の人権尊重への取り組みの一層の強化、及び人権尊重についての国際協力の一層の推進の見地から、有意義であると考えております。

我が国は平成2年9月にこの条約に署名しており、またこの条約は平成5年5月現在、既に、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダを含む130以上の国により締結されております。さらに近年、児童の権利の重要性に対する認識が世界的に高まり、この条約につきましては、「子どものための世界サミット」、国連総会等において世界各国に対してこの条約の早期締結が勧奨されるに至っており、このような点を勘案いたしましても早期にこの条約を締結することが重要であると考えられます。

なお、我が国としては、この条約中の自由を奪われた児童の成人からの分離についての規定に関しては、その内容に鑑みましても留保をすることが適当であると認められます。

右をご勘案の上、この条約の締結についてご承認を得られますよう格別のご配慮を得たい次第でございます。

以上が「児童の権利に関する条約の締結について承認を求める件」の趣旨でございます。

**原議長**

ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。

堀利和君。

**堀 利和（日本社会党・護憲民主連合）**

私は、日本社会党、護憲民主連合を代表しまして、「子どもの権利に関する条約」、残念ながら政府は「児童の権利に関する条約」と訳しておりますけれども、本条約について、特に障害者の立場から政府のお考えをただしたいと思います。

まず、私は、本条約を一読し、第2条における障害ゆえの差別の禁止条項に深く心をうたれました。といいますのも、世界人権宣言や日本国憲法にも障害による差別の禁止規定は明記されていないからです。つまり、当時、障害者の側からの視点は、社会的に全く人々の意識にのぼっていなかったということです。ちなみに、カナダの憲法では「精神的もしくは肉体的障害により差別されることなく、法による同等の保護及び利益を受ける権利を有する」とあり、近年の、障害者をその構成員とした社会のあり方を指し示しているものであります。

さて、このような歴史的にも大きな意味を持つ本条約第2条について、宮澤総理及び外務大臣に対しましてご見解をお伺いしたいと思います。

一方、このような立派な条約を締結しようとしている我が国において、障害を持つ子どもたちは、いまだに障害ゆえの差別を受け続けていると言わざるをえません。

障害児の就学にあたって、行政側は常に「あなたの子どもは盲学校に合っている」とか、「養護学校がいい」とか、親や子どもの希望に反して振り分けてきました。その具体的な事例をあげてみたいと思います。

例えば、全盲で重度の知恵遅れの子どもが盲学校の小学部を勧められ、やむなく入学いたしました。ところが、ご両親は間もなく地元の小学校への転校を強く望んだわけでございます。それは、総理、なぜだと思いにありますでしょうか。

「親の見栄ではないか」とか、「我が子を障害児と認めたくないからではないか」と思われるかもしれませんが。決してそうではないのでございます。障害を持つこの子に、お父さんは生きる力を身につけさせたかったからでございます。盲学校では、確かに、専門家の手で衣服の着脱や白い杖をついての歩行訓練などを行います。しかしお父さんは、次のように

語っています。「うちの息子はいくら訓練をしても一人歩きはできません。それは地域の学校に入学しても同じことです。ただ、近所の学校に通うことで、うちの子どもがここにいるんだということを知ってもらうことのほうが大事だと思ったということです。そうすれば、たとえ1人で歩くことができなくても、迷ったときに、息子を知っている人がうちに連れてきてくれることができるからだ。それがこの子の生きる力を身につけることなのです。この子は、学校を出てからここで生きていくのですから」と語ったわけでございます。

また、ある知恵遅れの子は、何年も何年も養護学校で算数を教えられて、それでもちっとも身につかなかったといひます。でも、卒業後、買物に出るようになり、初めはげげんそうな顔をしていた八百屋や肉屋の人々も、その子の顔を覚えてくれ、お釣りを渡してくれたり、街を歩いていると声をかけてくれるようになったのです。お釣りの計算はいまだにできません。でも、この子は確かに地域社会で生きる力を身につけたわけです。この子にとって、9年間、地域の子どもたちから切り離された場での時間とは一体何だったのでしょうか。

このように、障害を持つ子どもたちにとって、生きる力とは、社会のいろいろな人々との交わりの中でこそ得られるものであると思ひますし、私自身の経験からも胸をはってそう言えるのでございます。総理、この点につきましてどのようにお考えかをお聞かせ願ひたいと思ひます。

さて、障害ゆえの差別の禁止という点から言えば、養護学校が遠いため、年端もいかぬ6、7歳の頃からずっと親元を離れて寄宿舎暮らしを余儀なくされるわけです。毎日毎日同じ敷地の中にある学校と寄宿舎を往復するだけの生活を送っている子どもたちがおります。先生のほうは家に帰ります。たまに家に戻っても、その子が地域にいることをほかの子どもたちは知りませんので、誰も遊びに来ません。楽しいはずの夏休みも、誰も遊びに来ない家で40日間は、子どもにとってまさしく耐えがたいものであります。家族や親兄弟も、ふだん別々に暮らしているため、よそよそしくなり、親戚の子を扱うようになってしまうのです。これは、親からの分離禁止を定めた本条約第9条に明確に反してあります。しかも、9条に反するだけでなく、基本的人権にかかわる重大な問題です。総理、あなたも子を持つ親として、このようなことをどのようにお考えか、ご感想をお伺ひたいと思ひます。

養護学校に通うということは、例えば歩いてたった5分のところにある学校に通うことができない、許されないとということでございます。通学も、シートベルトに縛りつけられて、長いときには2時間以上かけてスクールバスに揺られ、わざわざ遠くの養護学校に通っている、こういう子どもたちがいます。このバスの中の子どもたちの姿は、地域の子どもたちには全く見えないのです。

次に、私は、本条約12条の「子どもの意見表明権」について事例を述べ、お伺ひたいと思ひます。

ある車いすの少女が、教育委員会から「あなたにとって一番の学校は養護学校中等部です」と執拗に説得されました、これに対しこの少女は、「私にとって車いすでの生活が普通の生活です。少し手を貸してもらえればいいのです。どのように手を貸してくれたら私の障害がなくなるのかをわかってもらいたいために、みんなと一緒に普通学級へ行きたいと思ひます」と強い希望を表明しました。しかし、彼女がいざ地域の中学校に入るや、そこにはほかの友達から切り離された彼女1人だけの教室が用意されていたわけです。足掛け3年、クラスの友達と机を並べたいと主張してきたにもかかわらず、学校や教育委員会は全く耳を貸さないまま、彼女は一人ぼっちの教室から卒業を余儀なくされようとしております。

私は、この少女の年齢と意思表明の内容から見て、第12条にいう「その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される意見表明権」を保障されるべきだと考えます。自分の就学にかかわる重要な問題への意見表明権が、障害児であるがゆえに事実上否定されたと言わざるをえません。文部大臣、このことをどのようにお考えなのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

さて、条約23条の「障害児の権利」は、次のように述べられております。「障害児が可能な限り社会への統合、及び文化的、精神的発達を達成することに資する方法」、言いかえれば、いろんな人が当たり前生きることを保障するノーマライゼーションの理念を基礎に、その実現の手段をる述べてあります。加えて、条約第5条には親の指導の尊重をうたっております。つまり、地域の学校へも、あるいは養護学校へ行くのも、親の意向が尊重されるはずでございます。

しかし、日本の公教育は、親や本人の意思に反して一たん養護学校などに行ってしまうと、子どもがいくら地域の学校に戻りたくても、針の穴を通るほどの難しさがあるわけでございます。

第5条には「子どもの能力の発達と適合する方法」とありますので、たとえ親の希望と異っても養護学校への指導、それは正当性があるという考え方が一方にあります。しかし、障害児の親には、文部省の硬直した法的解釈では、学校選択の自由はなく、唯一指導された養護学校へ行くしかないのでございます。もちろん地域によっては普通学校への入学を許されているところもあります。しかし、入学した後も、障害児に対する周囲のいじめや無理解、無視されるということ、親や本人がノイローゼにおちいり、登校を拒否する子どもも出てくることが現実でございます。その結果、養護学校などへの転校を執拗に学校側から勧められるということも多く起こってきております。

これは、明らかに、国際障害者年や本条約の理念でもある「みんなが当たり前で生きる」というノーマライゼーション優先の原則に反していると思います。私は、この理念優先原則こそ、本条約の障害児の権利にかかわる根幹であると考えております。この点について文部大臣のご所見をお伺いしたいと思います。

最後に、これから21世紀の高齢社会を担う今の子どもたちが、社会的なハンデキャップを負わされた障害児や障害者、また高齢者とともに生きる社会人に育っていくためには、障害があろうとなかろうと、どんな子ども地域社会でともに生き合う子ども社会の実現こそがぜひ求められるものと思いますけれども、総理、これをどのようにお考えかお聞かせ願いたいと思います。

終わりにあたりまして一言申し添えたいと思います。私がるる障害児の権利の問題について述べてきましたのも、それが本条約の核心に迫るものであると信じたからにはほかなりません。障害を持つ子ども持たない子ども一緒に育ち合う可能性とやさしさ、その

豊かな感性を持っているのがすべての子どもたちではないでしょうか。だから、私は、すべての子どもたちのことについて述べたつもりでございます。このような観点から、我が党は本条約の本質を「子ども」として認識し表現したのでございます。まさに「子どもの権利条約」であるにもかかわらず、政府は「児童」としました。政府の再考を求めて私の質問を終わります。

原議長

宮澤内閣総理大臣。

内閣総理大臣 宮澤喜一

最初に条約第2条についてご指摘がございましたが、第2条は「締約国は、その管轄のもとにある児童に対し、児童またはその父母もしくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見、その他の意見、国民的・種族的もしくは社会的出身、財産、心身障害、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する」と述べております。ご指摘がありましたように、この条約第2条第1項は、この条約に定める権利をいかなる差別もなしに尊重し、及び確保することを規定しております。そして、このような差別禁止事由の例示の一つとして心身障害が明示的にここに掲げられましたことは、障害による差別を禁止することについての国際社会の関心を反映したものと申すことができます。ご指摘のように、これは歴史的に大きな意味を持っており、この精神を我が国におきまして行政にも最大限に生かしてまいらなければならないと考えます。

次に、障害を持つ子どもたちのあり方、生き方についてご意見を承りました。

障害児の育成につきましては、可能な限り地域の

## 子どもの権利条約 実施のための ◆1,000円(〒240円)◆ Q&A

✪子どもの権利条約を国や自治体、そして、私たち自身が実施するための具体的な方法を豊富な資料を使って提示✪

☆在庫僅少。お早目にご注文ください☆

差別(2条)の内容と意義/意見表明権(12条)/学校教育と教育行政/遊び(31条)の権利/親の責任と児童福祉/児童福祉施設/保健・医療/少年司法(37条・40条)/国際協力/自治体でのとりくみ/学校・子どものとりくみ……

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館/03-3265-2174 F=03-3230-0172

地域で生活しながら行われることが望ましいと思います。一方で、専門的な指導・訓練の必要性から施設等に入所させることがより望ましい、また必要だという場合もあると考えます。今後とも、在宅サービスの場合と入所サービスの場合の適切な組み合わせによりまして、障害児の育成に最もよい方法を発見することに努めてまいりたいと思います。

次に、障害の重い児童・生徒が特殊教育諸学校の寄宿舎に入舎することにつきまして、特別な配慮のもとに適切かつきめ細かな教育を行うために必要なものでありまして、この点は本条約第9条に反するものではないと考えております。

それから、21世紀の高齢社会を担う子どもたちが、どんな子も地域社会とともに生き合う、そのような社会を実現すべきということについて、ご指摘のとおり、障害を持つ児童も、また持たない児童も、ともに地域の中で暮らしていける社会、ノーマライゼーションの社会を実現することは、重要な課題であると考えます。このため政府としては、本年3月に作成した障害者対策に関する新しい長期計画に基づき、関係省庁が一体となってこの精神を実現をいたしますための関連施策を推進してまいりたいと存じます。

お尋ねの残りにつきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。

#### 原議長

武藤外務大臣。

#### 外務大臣 武藤嘉文

お答えをいたします。

今も総理からもご答弁がございましたけれども、この第2条の差別禁止規定の中に心身障害というのが明示されましたことは、まことに歴史的にも大きな意義のあるものであり、私は高く評価したいと思っております。このようなことになりました背景には、国際社会においても障害問題に対するお互いの関心というのが大変高まってきた証拠ではないかと思っております。

#### 原議長

森山文部大臣。

#### 文部大臣 森山眞弓

まず、障害を持つ子どもたちの教育についてのご質問がございました。ご質問の具体的なケースにつ

きましては、その事情や経緯をよく承知しておりませんので、具体的なお答えはしにくい面もございます。が、一般的に申せば、心身障害児の教育につきましては、障害の程度の重い子どもたちについては、盲・聾・養護学校で教育を行い、障害の程度の軽い子どもたちについては小中学校の特殊学級などで適切な教育を行うということになっております。また、具体的な子どもの就学すべき学校などの決定につきましては、保護者から話を聞くとともに、医師、教育職員など各方面の専門家でもって構成されます就学指導委員会の検討の結果を受けまして、教育委員会の責任において行っているわけでございます。このような現行制度の運用にあたりましては、各教育委員会が子どもの状態を把握いたしますとともに、保護者の気持ちなどを斟酌いたしつつ、その子どものために最も適切な判断を行うよう指導しているところでございまして、本件のようなケースにつきましては、保護者との話し合いを進めまして、適切な対応がなされることを期待したいと考えております。

次に、ノーマライゼーションの理念の優先原則に関するご質問がございました。心身障害児の教育につきましては、その障害の種類と程度に応じましてその能力を最大限に伸ばし、可能な限り社会に積極的に参加できるよう適切な教育を行うということが肝要でございまして、障害の程度が重い子どもたちにつきましては、少人数の学級編成、特殊教育についての知識・経験を持った教職員の配置、障害の状況等に対応した教育内容、方法、障害に配慮した特別の施設・設備や教材などの特別の配慮のもとに、きめ細かい教育を行うことが必要だと考えます。このため、我が国では、障害の程度が重い場合は盲学校、聾学校、及び養護学校におきまして、また障害の程度が軽い場合は小学校、中学校の特殊学級等において教育するというようにしているところでございます。

#### 原議長

浜四津敏子君。

#### 浜四津敏子（公明党・国民会議）

私は、公明党、国民会議を代表して、ただいま議題となりました「児童の権利に関する条約」について、総理並びに関係大臣にお尋ねいたします。

本条約の名称については衆議院で論議されてまいりましたが、私は、「子どもの権利に関する条約」とするのがより実態に即し妥当と考えます。以下、「子

どもの権利条約」と称します。

「子どもの権利条約」は、人権史上に新たな1ページを記す画期的な条約と高く評価されております。その意味で、本条約の批准がここまで遅れたことについては、政府は本気で取り組む姿勢があるのかと疑わざるをえませんが、ともかくも批准のための国会審議が行われたことを率直に喜ぶものであります。

私は、国会議員になる前に、弁護士として、また子を持つ身として、子どもの人権に私なりに取り組んでまいりました。そうした中で本条約を見たとき、単に子どもの人権にとどまらず、すべての人々の人権、そして人類全体の生存と生き方という、極めて根本的な課題を私たちに問いかけているのではないかと考えております。その意味で、子どもの人権を考えると、それは力関係に左右される政治的視点ではなく、損得や利害に左右される経済的視点でもない、生命の視座に立った人類としての視点で取り組むことが不可欠と考えます。

そして、人権思想の結晶としての本条約が私たちに要請しているものは、一つには、国家主役ではなく人類主役への転換であります。二つには、国益追求でなく人類益追求、そして経済大国から人権大国、平和大国への転換であると考えます。

本条約が全会一致で採択されたことからわかるように、今、地球社会が認める共通の価値の一つが人権であります。宮澤総理は人権をどのようにとらえ、そしてこの条約の基本理念と精神をどのように理解されておられるかを、まず最初にお尋ねいたします。

民族が違い、国も違い、体制が違ったとしても、人はみな同じ人間として誰もが幸せに生きる権利があるとの世界的な人権意識の高まりの中、本年6月にはウィーンで世界人権会議の開催が予定されております。そして本年は、国際先住民年であります。人権大国を目指す日本として世界人権会議及び国際先住民年にどう取り組まれるのか、外務大臣にお伺いいたします。

次に、日本の子どもたちが置かれている現状とその解決への取り組みについて伺います。

第一は、条約第2条の差別禁止についてであります。親が法律上の夫婦か否かという子にとってはどうしようもない理由により、戸籍や住民票の差別記載、相続の差別がなされることは、とうてい合理性があるとは言えないと思います。国際的に見てもこうした差別をなくす方向にあり、日本社会の動きから見ても廃止すべきではないでしょうか。本条約の

批准にあたり、かたくなな答弁だけでなく、法務省の法制審議会でも条約の基本精神に立ち、非嫡出子差別廃止の方向で柔軟な議論をすべきではないでしょうか。法務大臣のご見解をお伺いいたします。

第二に、条約28条などの関係で問題とされるいじめ、体罰、登校拒否、校則、内申書、退学処分など、教育現場における諸問題の原因及び解決方法、並びに条約精神に沿う教育の基本方針についてお伺いいたします。

一国の興亡盛衰は、次代を担う子どもたちによって決定づけられると言われます。人権大国を目指す日本のこれからのリーダーに求められるものは、狭い利益ではなく、広く人類益のために貢献する崇高な人格であります。果たして今の日本の教育は次代の平和のリーダーを育てているのでしょうか。残念ながら疑問とせざるをえません。

かつて弁護士会の「子どもの人権110番」を担当していたとき、たくさん子どもたちから泣きながらの電話を受けました。学校の中で友達にトイレに顔をつけられ、足げをされ、上ばきを隠され、体育館の隅に連れ込まれて衣服まで剥ぎ取られる、毎日こんないじめに遭う学校、そしてまた、黒と決められたリボンがなくて紺のリボンをしただけで鼓膜が破れるほどの体罰を受ける、こんな学校が子どもたちにとってどれほどの地獄だったのでしょうか。教育現場におけるこれら諸問題の根本的原因は、教育の基本方針の誤りにあるのではないのでしょうか。

現在の教育は、経済大国に必要な知識しか教えず、「自分だけがよければ」というエゴを引き出す教育であり、社会のため、多くの人々のため、平和のために力を尽くすことこそが尊いという崇高な人間性を育てる教育になっていないところに問題があると考えます。今こそ条約29条の教育の目的に沿う真の人間教育が要請されるものと考えますが、いかがでしょうか。文部大臣に、これら諸問題の生じた原因をどう認識しておられるか、そしてそれらの解決にどのように取り組まれるのか、あるべき教育の基本方針についてご見解を伺います。

次に、近年とみに増加している子どもの虐待についてであります。

条約19条は、すべての虐待から子どもを保護するためにあらゆる分野からの総合的・系統的配慮を義務づけております。日本においては、子どもを保護し援助するための系統的制度も統一的な法も存在していません。早急に制度と法の整備が必要と考えますが、法務大臣及び厚生大臣のご所見をお伺い

たします。

いま指摘しただけでも、国内法の整備が必要なことは論を待ちません。総理、今後、子どもの人権全般にわたっての法整備を早急に行うべきであると考えますが、総理のご見解と決意をお伺いいたします。

次に、世界の子どもたちの置かれた状況と我が国のNGO支援のあり方について伺います。

ユニセフによれば、発展途上国では毎週25万人もの子どもが栄養不良や病気で死に、過去10年間だけでも戦争で150万人以上の子どもが殺されたと報告されています。こうした国々において日本のNGOのメンバーも、ことに子どもたち救済のために活躍しております。政府としてもっと有効にNGOを育てるような助成策を、そしてODAに占めるNGO補助金の割合を少なくとも諸外国並みに上げる努力をすることがぜひとも必要と考えますが、外務大臣のお考えを伺いたいと思います。

最後に、「子どもの権利条約」の広報実施体制、運用方針について伺います。

条約の内容及び精神を広く一般国民や子どもたちに知らせるのみならず、ことに子どもたちに直接かわる教育、出入国管理、福祉関係等の教職員の方々などに対して周知徹底することが必要と考えます。具体的にどのような方法で知らしめていかれるのかを総理にお伺いいたします。

フランスでは、条約実施にあたり、子どもたちの代表を国会に集めて、「子どもからの発言」と題する討論会を開いたとのこと。また近年、人道庁を設置いたしました。ブラジルでは子ども庁を設置し、スウェーデンはオンブズマンを置くなど、諸外国では前向き、積極的に取り組んでおります。我が国はどのように実施し運用していかれるのか、オンブズマン制度を設ける意思があるのかをお伺いいたします。総理、条約批准を契機に日本においてもぜひ「子ども庁」を設置してはいかがでしょうか。お伺いいたします。

約20年間、弁護士として子どもたちの事件と苦悩を見てきた立場として、子どもの人権の十分な保障が私の宿願であります。単に形式上批准して事足りるとするのではなく、積極的に実施体制を整え、運用においても精神を十分に推進し、人権先進国として誇れる施策の積極的な実施及び運用を切に希望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

原議長

宮澤内閣総理大臣。

内閣総理大臣 宮澤喜一

最初に、人権というものをどのように考えるかというお尋ねでございました。人権とは、「世界人権宣言」の前文で述べられておりますように、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」であると考えます。人権の尊重は、世界における自由、正義及び平和の基礎であると思えます。

このご審議をいただいております条約は、「児童の人格の完全な、かつ調和のとれた発達のため、児童の人権が保障されるとともに、児童が特別の保護及び援助を受けるべきである」という基本的な考え方に立脚しておるものと認識をいたしております。

条約との関連も含めまして、子どもの人権全般にわたっての法整備を早急に行うべきではないかというお尋ねでございました。この条約に定められておりますもろもろの権利につきまして、その内容の多くは、我が国憲法をはじめとする現行の国内法制で既に保障されているものと思えます。が、しかし、この条約を締結することによりまして、法制度の面ばかりでなく、意識の面、行政の実態の面で一層努力をしていくべき契機にいたすべきものというふうと考えております。

それから、政府としてはこの条約を十分に周知徹底をする、広報をすることの重要性を認識いたしまして、広報においてもこの条約について紹介・普及を行っておりますが、今後とも児童を含む国民全般に対しまして適切な広報を行ってまいりたいと思えます。また、児童にかかわる関係機関の職員に対して、関係省庁において、講習の実施、通知を出しますなど、適切な方法によってこの条約の趣旨内容を周知徹底してまいることといたしたいと思えます。

それからオンブズマンの制度についてでございますが、児童に関する各般の問題につきましては、既に児童相談所、児童委員、人権擁護機関などが、家族や児童本人からの相談に応じ、各種の援助を行う体制を整備しております。したがって、子どもの権利侵害の問題についてオンブズマンという新しい制度を新たに設けるといってではなく、児童相談所、人権擁護機関等の相談活動の強化を図ることによって対応してまいりたいと思えます。

それから児童の権利の保障につきましては、これまでも児童の健全な育成を目的とした各種施策の展開を通じて確保してまいりましたが、政府としては、

引き続き関係行政機関の緊密な連絡を保ちつつ、この条約の趣旨を踏まえた施策を総合的に推進してまいりたいと考えております。

残余のお尋ねにつきましては、関係大臣からお答えを申し上げます。

**原議長**

武藤外務大臣。

**外務大臣 武藤嘉文**

お答えいたします。

一つは、今年の6月にウィーンで開かれます世界人権会議の問題でございますが、世界における人権の尊重及び促進のための重要な機会ととらえておりまして、我が国といたしましてもこの会議が成功するように積極的な貢献を行ってまいります。

また、今年は、ご指摘のとおり世界の先住民のための国際年でございます。世界の先住民の人々が直面している人権、環境、開発、教育、保健等の分野におけるいろいろな問題の解決のための国際協力を推進する上で大変これは必要なこととございまして、政府としても、特に今年はそういう年でもございまして、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

その次はNGOに対する協力の問題でございますが、政府としてはNGOの活動を高く評価をいたしております。政府の開発援助とこのようなNGOの活動を有機的に結びつけまして、官民を挙げた総合的な経済協力を推進することが開発協力への国民参加という観点からも重要なことであると認識をいたしております。政府のNGO支援助成策につきましては、平成元年度に、ご承知のとおり、NGO事業補助金制度、及び小規模無償資金協力の制度を導入をいたしました。その後、年々、NGOに対する支援を強化・拡充をしてきているところでございます。NGOの自主性を今後とも十分尊重しながら、NGOとの協力関係は一層深めてまいりたいと思っております。

**原議長**

後藤田法務大臣。

**法務大臣 後藤田正晴**

浜四津議員にお答えを申し上げます。

嫡出でない子の差別を撤廃すべきであると、こういうご質問でございますが、この条約の第2条は児

童に対する不合理な差別を禁止する趣旨の規定でございますが、嫡出子とそうでない子との取り扱いの差異を定める民法の規定は、婚姻関係にある両親から出生した子であるか否かに伴って必然的に生ずる差異や、法律婚の尊重という見地からの合理的な差異を定めたものでございまして、この条約に反するものではないと、かように考えております。

なお、ご指摘の問題については、条約の問題とは別に、国民世論の動向等を踏まえて今後とも慎重に対応する必要があると、かように考えております。

次に、子どもの虐待防止の観点から親権のあり方について検討すべきであると、こういうご質問でございましたが、民法の親権に関する規定はこの条約に反するものではございませんが、ご指摘の親権喪失制度等は親子関係に関する基本的かつ重要な問題でございます。今後とも慎重に対応すべきものであると、かように考えておるわけでございます。

**原議長**

森山文部大臣。

**文部大臣 森山眞弓**

教育上の諸問題への対応、及び教育の基本方針についてお尋ねがございました。

学校教育は人間としての調和のとれた発達を目指し、心身ともに健全な人格形成を期して行われるべきものと考えます。この条約29条におきましては、締約国の教育が指向すべき事項につきまして、児童の人格、能力等の最大限の発達、人権及び基本的自由等の尊重の育成などの観点をあげておりますが、これらの事項は、教育基本法、学校教育法に規定されている我が国の教育目的の趣旨と基本的に合致するものでございます。したがって、これらの教育の目的に従って教育の一層の推進を図っていくことが大切であると考えます。

また、教育を進めるにあたり、登校拒否、中退、体罰などの諸問題が生じていることは、十分認識しております。これらの原因には、社会、家庭、学校、それぞれの要因が複雑に絡み合っているものと考えられます。これらの問題に対しましては、学校、家庭、地域社会、それぞれが教育の一層の充実に努めることが肝要でございますが、学校関係者が児童の人権を尊重した人間味のある温い指導に努めるよう、今後ともその改善、充実に努めてまいりたいと思っております。

**原議長**

丹羽厚生大臣。

**厚生大臣 丹羽雄哉**

障害児の福祉に関するお尋ねでございますが、障害を持つ子どもも持たない子どもと同様に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の実現に向けて、総合的な対策を推進していくことが必要と考えております。このため、児童福祉施設の整備やホームヘルプ事業等の在宅福祉サービスの推進を図っているところであり、今後ともこれらの関連施策の一層の充実に努めていく考えであります。

次に、児童の虐待についてのお尋ねでございますが、虐待のケースについては児童相談所において調査・指導を行い、必要に応じて養護施設などで受け入れることになっております。今後ともそれぞれのケースの実態に応じた迅速かつ適正な対応に努めるなど、この条約批准を契機として子どもの人権を一層配慮し、適切な対策を図っていく決意でございます。

**原議長**

鈴木栄治君。

**鈴木栄治（民社党・スポーツ国民連合）**

私は、民社党、スポーツ国民連合を代表して、ただいま提案のありました「児童の権利に関する条約」について、総理並びに文部大臣に質問させていただきます。

現在、子どもたちの人権の実態は、大人の人権に埋没しがちであります。国際的には、「世界人権宣言」や「国際人権規約」等の人権規範でも子どもたちの人権は規定されております。特にソマリアやボスニアの子どもたちの悲惨な状況を目にしますと、これら子どもたちへの人道に基づく援助が緊急に必要なことはもちろんのことです。

また、世界の子どもたちを取り巻く状況は、発展途上国において恒常化している飢餓、内戦による難民化、少年兵の問題、親による暴力や性的虐待、読み書きができない子どもたちやストリートチルドレンの急増、人身売買、麻薬の常習など、極めて深刻であります。

さて、我が国の子どもたちの現状はといいますと、途上国の子どもの子どもたちが置かれているような生存を脅かすほどの局限状況ではありませんが、陰湿ないじめ、体罰、登校拒否や少年非行などの教育問題に対

し、早急な解決が望まれております。

以上のような観点から、私は、国際的な協力によって困難な状況にある子どもたちの生存権、人格権を尊重しようとするこの条約の趣旨を評価し、早期に批准する必要があるものと考えます。

まず、この条約で最も画期的と称される12条に言う「児童の意見表明権」の趣旨についてお尋ねいたします。

この条項を、現在の行き過ぎた管理教育や、そこから派生すると言われる不合理な校則、学校運営上の諸問題を是正するための手段として、児童・生徒に権利として発言の場を与えるものと解釈する向きがあります。私は、原則として、この条文が規定するように、自己の意見はその年齢や成熟度に応じて配慮されれば、ことさら権利性を前面に出さずとも十分確保・尊重できると思います。確かに、今の校則のあり方や学校運営には大いに改善の余地があることは事実です。しかしながら、これらの課題に対してどの程度児童・生徒の関与を認めるのかという問題に対して、即児童・生徒に対し厳格な意味での権利を与えることによって図るというのでは、余りにも短絡的であり、非常に疑問が残ります。なぜならば、学校は本来的に、場合によっては懲戒権を行使する教育の場であるということですから、児童・生徒と学校の関係は、教育に対しては、一般社会における契約関係に見られるような対等の当事者である以上に、教育を受ける対象でもあることを十分に念頭に置くことが必要だと思います。

私は、児童・生徒の一人ひとりがその人格を尊重されるのは当然のことだと思っていますよ。しかし、他方では教育を受ける対象でもあり、発育途上にあることを考慮すれば、いたずらに権利性だけを強調しても誤解を生じやすいと思います。

私は、学校教育を一般社会と同じように考えることには疑問を感じます。教育の上で最も大事なことは、日々の教育の中で権利についての理解を深めるとともに、その行使には、常に一定のルールのもとで、しかも同時に責任と義務を負うということをしつかり教えることが大切です。これまでの議論を聞きますと、「権利」という言葉が先行している。その権利行使の前提となるはずの人格形成の重要性が欠落しているような気がしてなりません。これからの日本の教育のあり方を考えますと、権利意識の高揚はもちろん大切ですが、その基礎にあるのは他人の権利を尊重すること、すなわち他人に対する思いやりの心を育むことだと私は思います。さらには、日

本人として誇りを持ち国を愛する気持ちを育てていかなければなりません。

ところが、残念なことに、現在の日本の教育を考えますと、どうもそういう点がおざりにされ、それが、今、我が日本国において最も必要な国際貢献さえも積極的に参加できない姿勢にもあらわれているのではないのでしょうか。私は、我が国の子どもたちの現状を見ると、今こそ確固とした教育理念を確立すべきときであり、この条約の批准もよききっかけになるものと確信しますが、この教育理念の確立についてどのような見解をお持ちでしょうか。総理並びに文部大臣の答弁を求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。

#### 原議長

宮澤内閣総理大臣。

#### 内閣総理大臣 宮澤喜一

教育は人格の完成を目指すものであり、これからの学校教育におきまして21世紀を担う児童・生徒一人ひとりが豊かな人間性を持ち個性を發揮しながら創造的に生きていくことができる力を育むことが重要であると存じます。その他、子どもの教育に関しまして鈴木議員からのご所見を承ることができました。今後とも学校教育を考える上で十分参考にさせていただきますと存じます。

なお、残る問題につきましては、文部大臣からお答えを申し上げます。

#### 原議長

森山文部大臣。

#### 文部大臣 森山眞弓

まず、校則や学校運営と児童・生徒の関与についてでございます。

この条約は、児童の心身ともに健全な発達のために教育を含む各種の特別な保護と援助とを確保しようとするものであり、児童についてさまざまな権利を規定しているところでございます。これらの権利につきましては、我が国では憲法や国際人権規約の規定により既に児童・生徒に保障されているものでございまして、その意味では条約の批准によって現在の学校教育の制度や仕組みに変更が求められるものではないと考えます。

例えば、この条約の第12条1項の「自己の意見を表明する権利」につきましても、自己の意見を年齢

等に応じ相応に考慮することを求めるものでございまして、児童の意見を無制限に認めるものではございません。したがって、例えば校則やカリキュラムについては学校の判断と責任において決定されるものであると考えております。

学校教育においてこの条約の批准を契機としてより一層児童・生徒の人権に十分配慮し、一人ひとりの個性を大切にした教育指導や学校運営が行われるようにしていくことが大切であると考えます。

なお、ご指摘の校則の改善につきましては、時代の進展や児童・生徒の実態を踏まえた校則の見直し、その運用の改善につきまして、一層の指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

次にお尋ねのあった学校と児童・生徒の関係につきましては、各学校は、学校の教育目的達成のために必要な合理的範囲内におきまして児童・生徒に対し指導や指示をしたり、必要な場合には懲戒等の処分を行うものでございます。この点については、本条約の批准によって何ら変更されるものではないと考えます。

最後に、権利には責任と義務を伴うという点につきましては、児童・生徒に権利及び義務とともに正しく理解させることが極めて大事であると考えております。また、他人に対する思いやり、日本人としての誇り、国を愛する気持ちを育てることや、国際社会において信頼され、その発展に貢献できる主体性のある日本人の育成を図ることが重要な課題であると認識しております。このため、学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法に則りまして、学校の全教育活動を通じてこれらの点について指導しているところでございます。

#### 原議長

吉川春子君。

#### 吉川春子（日本共産党）

私は、日本共産党を代表して、子どもの権利に関する条約について質問をいたします。

「子どもの権利条約」は、世界じゅうのすべての子どもに共通するニーズに応えるため、子どもの権利の全分野にわたって権利行使の主体として具体的な保障を確立しようとしております。これは、民主主義と民族自決権の確立と擁護を歴史の確固たる流れとした今世紀における人権条約の締めくくりとして最もふさわしい条約です。

そこでまず、この条約に対する政府の基本姿勢に

ついてお尋ねいたします。

条約の前文は、「極めて困難な条件のもとで生活している児童が世界のすべての国に存在し、このような児童が特別な配慮を必要としている」と述べています。これは重要な指摘です。具体的な困難の中身は違うけれども、それがすべての国にあること、したがって日本も決して例外ではないことの認識から出発しなくてはならないのです。

ところが政府は、この条約が、あらゆる国、特に発展途上国における子どもの生活条件を改善するため国際協力が必要であると述べていることをとらえて、本条約の意義を発展途上国の子どもにとってのものにとどめようとしているのです。これでは日本の子どもたちの権利を正しく守ることはできないではありませんか。総理、我が国の子どもたちはどういふ困難な条件のもとにあるのでしょうか。

日本の低賃金・長時間・過密労働は、子どもの成長にとって最も大切な家族の団欒を奪っており、子どもの成長に大きな影響を与えています。学校では管理主義が横行し、学校嫌いの子どもの増え、自民党の文書でも「受験競争の加熱による過度の学習塾通いが子どもたちの心身に種々の悪影響を及ぼしている」と述べているように、深刻な事態です。地域では子どもの集団が崩壊し、テレビゲームの前で何時間も孤独な時間を過ごすことがどれほど子どもの心身を蝕んでいることでしょうか。子どもの周りからは豊かな自然は失われていく一方です。「子どもの権利条約」を形だけのものにしないためにも、こうした権利侵害の実態を把握し、その原因にメスを入れ、具体的な改善と前進のために行政を根本的に是正する機会にすることが政府に求められていると思いますが、総理の基本認識を伺います。

さて、この条約は、子どもを保護の対象にするだけでなく、権利行使の主体として認めるという画期的な内容を持っています。意見表明権に見られるような子どもの権利行使に対し、政府は積極的に対応すべきだと思いますが、明確な答弁を求めます。

私たちは、先日、子どもの意見表明権の行使の場として、子どもたちにさまざまな学校生活上の意見を聞く機会を持ちました。埼玉県の高校生は、「子どもの権利条約」3周年を記念して三つの高校の図書委員の生徒が交流集会を計画したところ、学校側に会場の使用を拒否されました。別の高校生は、平和に関するアンケートを他の高校に取りに行ったら、教師が出てきて、生徒には会わせてもらえなかったといいます。「子どもの権利条約」について学ぶこと、

自分たちの未来に直接かかわる平和の問題で交流すること、こういう自主的な子どもたちの活動こそ、まさに本条約の12条で保障されていることではありませんか。これを妨げることは、条約に照らして好ましくないと思いますが、いかがですか。

こうしたことの口実として利用されている、複数の学校の生徒会のメンバーが集まること及び高校の生徒会の連合組織の結成を禁止する1960年の文部次官通達と、校内の生徒会活動を制限する69年の初中局長通知は、教育基本法に反するのみでなく、「子どもの権利条約」にも真っ向から対立するものであり、この際、撤回を強く要求いたします。文部大臣の明確な答弁を求めます。

また、条約では教育に関する情報の公開を定めており、内申書及び指導要録は子どもと親から請求があれば開示することが原則ではありませんか。答弁を求めます。

少年司法についても、子どもの権利の尊重を貫いたものにしなければならないのは当然のことです。

1985年、埼玉県草加市で女子中学生が殺害され、少年5人が保護処分を受けた事件に関する損害賠償訴訟で、今年3月、浦和地裁が少年らの自白の信用性を否定して請求を棄却し、刑事事件について事実上の無罪判断を行いました。現行の少年法では、この事例のように、保護処分終了後、無実を示す証拠がみつかったとしても保護処分は取り消されないが、民事裁判では冤罪が認められるという不合理が起こり得るのです。

条約37条では、「自由を奪われたすべての子どもは、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有し」と述べています。少年法についても再審の道を設けること、また一般刑事裁判の弁護士に当たる付添人の国選制度を設けるなど、この際、子どもの司法救済の規定を充実させるべきではありませんか。法務大臣の答弁を求めます。

次に、本条約の実施体制についてお尋ねします。

「女子差別撤廃条約」批准に際しては、総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部が設置されました。国際障害者年にあたっても、同様に障害者対策推進本部が、やはり総理を本部長に設置されました。「子どもの権利条約」の批准についても、当然「子どもの権利条約」実施本部を設置すべきではありませんか。

また、条約を誠実に実施していくための体制として、第一に、子どもの権利に関する立法と政策を提言し、同時に調査・勧告を行う権限を有する独立し

た行政機関をつくること、第二に、子どもの意見を聞き行政に反映する「子どもの権利委員会」を国と地方自治体に設置すること、第三に、各地方自治体に「子ども課」を設置することを提案しますが、実行する意思はありますか。この条約を国会へ提出して1年以上経つのに、いまだに権利条約実施本部すら設けていないのはなぜですか。どうしてほかの問題と比較して子どもの権利問題を差別するのですか。明確に答えていただきたいと思います。また、短期的、長期的に子どもの権利保障を実施するための具体的な国内計画をつくるべきだと思いますが、あわせて総理のお考えを伺います。

総理、1990年7月、「子どものための世界サミット」において採択された世界宣言で、各国は子どもの権利保障の重要性に目覚め、その実現を最高の政治課題とし、10項目のプログラムの実行を約束いたしました。まさしく私たちは、これまでの子どもの権利についての意識を根本的に改めることを求められているのです。したがって、本条約を形だけの批准に終わらせることは世界に対する違背行為といわなくてはなりません。我が党は、「子どもの権利条約」を全面的に実施させるため全力を尽くすことを表明し、私の質問を終わります。

#### 赤桐副議長

宮澤内閣総理大臣。

#### 内閣総理大臣 宮澤喜一

この条約の目的についてでございますが、この条約は、先進国、開発途上国の別を問わず、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指すものと認識をいたしております。

次に、子どもの権利侵害、権利行使、意見表明権等についてのことでございますが、児童の権利侵害等の問題につきましては、この条約の要請を満たす形で、児童相談所、人権擁護機関等により各種の援助を行う体制が既に整備されております。本条約が規定する児童の権利につきましては、我が国では憲法や「国際人権規約」の規定により既に保障されているものと考えます。したがって、条約の批准によって現在の学校教育の制度や仕組みに変更が求められているものではないと考えますが、もとより今後とも一人ひとりを大切にされた教育指導が行われることが肝要と思います。

それから、この条約の実施に従いまして、独立した行政機関あるいは子どもの権利委員会などを設置

することについてであります。政府としては、関係行政機関の緊密な連携を保ちつつ、この条約の趣旨をも踏まえた施策を総合的に推進してまいることとしておりまして、特にそのために新たな行政機関を設置することは必要がないと思います。

また、各種施策の実施にあたっては、これまで必要なものについては児童の意見を反映させてきたところであり、「子どもの権利委員会」とでもいうような新たな機関を設置する考えはございません。

地方公共団体においては、児童の育成に関する事務等を処理するため、いろいろ名前の違いはございますけれども、各都道府県、各政令指定都市等において既に何らかの組織が設けられておりまして、積極的に問題に取り組んでおります。各地方公共団体においては、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、今後とも積極的に取り組んでいくものと考えます。

それから、児童の権利の保障につきましては、これまで関係行政機関の緊密な連携のもとに各種施策の展開を通じて実施してきたところであり、新たな対策本部を設置する必要はないものと考えております。また、この条約実施のため国内行動計画といったものを策定すべきではないかということでございますけれども、これは従来、関係行政機関が緊密な連絡を行って行政をやっております、それによりまして今後とも児童の権利を保障していくことが十分にできるという考えでございます。

残りの問題につきましては関係大臣からお答えを申します。

#### 赤桐副議長

森山文部大臣。

#### 文部大臣 森山眞弓

まず、児童・生徒の活動と本条約との関係についてのお尋ねがございました。現憲法下におきましても、各学校におきましては、学校の教育目的達成のために必要な合理的範囲内におきまして児童・生徒の行動等に一定の制約を加えて指導を行うことができるものでありまして、この点については、この条約の批准によって何ら変更されるものではないと考えます。

また、高校の生徒会活動に関するお尋ねがございました。児童・生徒の表現の自由、集会・結社の自由につきましては、既に日本国憲法等の規定により児童・生徒に保障されているものでございますが、

この条約もこれらと同趣旨の規定であると考えます。日本国憲法等のもとにおきましても、学校は教育目的達成のために必要な合理的範囲内であればこれらの権利に制約を加えて指導を行い得るものとされているところをごさいます、学校が心身ともに発達過程にある児童・生徒の政治的活動等について一定の制約を加えることは、この条約に反するものではないと考えます。昭和35年の「高等学校生徒に対する指導体制の確立について」という事務次官通達や、昭和44年の「高等学校における政治的教養と政治的活動について」の初等中等教育局長通達においては、教育基本法を踏まえ、高等学校における政治的教養を豊かにする教育の一層の改善・充実を図るとともに、高校生の政治的活動についての適切な指導を行うための見解などを示したものでございます。これらの通達等の内容は、教育基本法やこの条約に反するものではなく、撤回する考えはございません。

さらに、内申書及び指導要録の開示につきましては、条約第28条第1項は、児童の教育を受ける権利を保障するため児童が進学や就職に必要な案内やガイダンスを得る機会を保障する規定でありまして、内申書や指導要録の本人への開示を義務づけるものではないと解されます。内申書や指導要録は児童・生徒の成績評価に関する資料であり、その作成にあたっては教師の評価が公正かつ客観的に行われるよう、通常、本人への開示を前提としない取り扱いとされております。したがって、これを開示することについては慎重に対応すべき問題であると考えます。

#### 赤桐副議長

後藤田法務大臣。

#### 法務大臣 後藤田正晴

吉川議員にお答えを申し上げます。

この条約の第37条で、「自由を奪われたすべての子どもは、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有する」と、こうされておるわけですが、我が国においては、少年は、被疑者として取り調べを受ける段階においては刑事訴訟法によって成人と同様に弁護士選任権が認められております。また、事件が家庭裁判所に継続した後は、少年法によって付添人を選任することが認められておりますので、少年の権利は現行法においても十分に保障されており、この条約の要請は十分に満たされておると、かように考えます。

少年の保護事件におけるいわゆる再審につきま

しては、現行少年法においても、保護処分継続中、非行事実が存在しないことを認め得る明らかな証拠を新たに発見をしたというときには、家庭裁判所でその保護処分を取り消すこととされておって、その限度で刑事訴訟法における再審と類似した制度が認められております。

ところで、少年の保護事件における刑事訴訟法の再審に相当する非常救済手続の新設につきましては、昭和52年6月に法制審議会から答申のあった少年審判手続全体の整備改善に関するいわゆる中間答申の中に盛り込まれておるのでございますが、ただこれについては、反対の意見も相当ございます。関係機関との調整に努めてきているわけでございますが、その間に少年非行の情勢も実は相当な変化が見られるといったような事情もございまして、まだその実現を見ていないのでございます。このような刑事訴訟法の再審に相当する非常救済手続を設けることは、保護処分や事実認定のあり方など少年法の全体構造にかかわる問題でございますので、少年法全体の改正の中で慎重に検討すべき課題であると、かように考えております。

次に、弁護士である国選付添人の制度を設けたらどうかと、こういったようなご質問でございますが、少年審判手続の改善につきましても、先ほど申しました中間答申の中に盛り込まれておるわけでございますが、再審の問題と同様に他の密接に関連する問題とあわせまして少年法全体の改正の中で慎重に検討をいたしたいと、かように考えているわけでございます。

#### 赤桐副議長

乾晴美君。

#### 乾 晴美（民主改革連合）

私は、民主改革連合を代表し、ただいま議題となりました「児童の権利条約」について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

この条約は、世界の子どもたちのマグナカルタと位置づけられるものであり、1989年に国連で採択される以前から内外で高い関心を呼んできました。国際的には、2度の世界大戦をはじめとする幾多の尊い犠牲を礎として人権を尊重することが世界の平和と発展の基礎であるとの「世界人権宣言」「国際人権規約」の系譜を引き継いでいます。さらに、女性と子どもたちの人権の確立なくして真の意味での社会的な進歩は遂げられないという考え方に立脚した国

連を中心とする努力が実を結んだものであり、「女性差別撤廃条約」に続く歴史的な条約と申せます。私は、「世界人権宣言」採択45周年に当たる今年、我が国がこの条約を締結する運びに至ったことを、心からうれしく思います。

宮澤総理は、今国会の冒頭、「外にあっては世界平和秩序構築のための積極的な国際貢献、内にあっては政府をはじめ個人や企業の意識と行動の転換を伴う生活大国づくり」を施政方針として表明されておられます。この条約は、塾通いに追われる子どもたちや、企業戦士、過労死に象徴される働き過ぎの大人たちなど、我が国の社会のあり方に対し、人がみな誰でも通過する子どもの時代をより豊かなものにしていくことを契機として、我が国の社会に大きな改革を迫る内容を持っています。同時に、ストリートチルドレンに代表される困難な状況にある世界の子どもたちの現況の改善に向けて、国際社会が一致協力することを求めています。まさにこの条約は、総理の施政方針と同じ方向でその内容を豊かにしようとするものと総理はお思いになりませんか。総理に、この条約の意義をどのように考えておられるか、国連が作成した人権関係条約の批准促進とあわせて所信をお伺いいたします。

次に、条約の名称についてお尋ねいたします。

私たちが条約の名称を「子どもの権利条約」としてほしいと願う理由は、この条約が、子どもを保護の対象とする伝統的な子ども観から脱却し、子どもを権利の共有と行使の主体ととらえる現代的な子ども観に立脚しているからであります。総理、衆議院本会議でも本院でも、多くの党が「子どもの権利条約」の名称がふさわしいと言っているのに、それでもなお「児童」に固執されるおつもりですか。ご答弁を願います。

また、政府は、過去の例や他の法令の整合性を理

由に訳語の修正を拒んでいます。この条約には明確な定義規定があり、混乱が生じる余地はありません。「子ども」を使用した場合にどのような支障が生じるのか、総理並びに外務大臣、具体的にお示しください。

続いて、条約の実効性ある実施体制の確立について伺います。

人権条約は、締結した後、これを誠実に遵守することが肝要です。子どもの権利を保障し増進する観点から、教育、福祉、少年司法、家族法制など広範な分野でこの条約の理想を実現する計画を子どもたちの声も取り入れて策定し具体化するとともに、そのために、例えば「子どもオンブズマン」を創設するなど、この条約の趣旨を実現するために政府部内に何らかの組織を設定する必要があると考えます。あわせて、この条約の批准を契機に、発展途上国を中心とする困難な子どもたちの状況を改善するための施策を強力にするとともに、そのための組織をつくる必要があると思いますが、総理並びに外務大臣のご見解をお示しください。

次に、学校教育の問題であります。

「学校嫌い」を理由に年間50日以上を欠席した子どもの数は、平成3年度には小学生で1万人弱、中学生で約4万4,000人に達しており、この数は年々増加の一途をたどっております。また、高等学校を中退した子どもの数は約11万3,000人です。その原因として、画一的で知識偏重、また過度に管理された学校のあり方などが指摘されております。このような学校教育の現状は、実質的にこの条約の趣旨に反する事態を招いていると考えますが、この現状について総理のご認識をまずお伺いしたいと思います。

条約第29条1項(a)は、「子どもの可能性を最大限に発達させることが教育の目標である」としています。子どもは、自由な雰囲気の中で、伸び伸びとその個

## 子どもの権利条約と 国内法の問題点

◆ B5版・300円(〒240) ◆ 話題のパンフレット ◆

「子どもの権利条約」(国際教育法研究会訳)に次ぐ子どもの人権連の広報出版物(1990年1月刊)。子どもの人権連学習研究委員会・現行法制検討小委員会報告。

※ 子どもの権利条約とそれにかかわる現行国内法制について、条約の各条項ごとに、主として国内法の問題点をまとめたもの。

※ 本書は、30回にわたる研究会での検討結果をまとめたもので、各条文毎に関係する国外法を挙げ、主に条約内容に国内法が違反・抵触したりその疑いが強いものなどを指摘したもの。

★ 批准運動後の学習テキストとして最適 ★

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育  
会館6F/03-3265-2174

性を伸長すべきであると考えます。そこで、教育基本法の「教育の目的」の中に1項を加え、教育が個々の子どもの能力を最大限引き出すためになされるべきものであり、画一的な学校教育を行ってはならないことを明確にすべきであると思いますが、政府のご所見をお伺いいたします。

また、この条約の批准に伴い、学校において子どもの意見表明権をどのように保障していくおつもりなのか、ご見解をお伺いいたします。

次に、第31条に関連してお伺いいたします。

余暇、遊び、レクリエーションは、子どもの発達、または心身の健康のために不可欠のものであります。子どもたちはその中で創造性を発揮し、個性を伸ばし、連帯感を育み、社会性を身につけていきます。しかしながら現実には、ご存じのようにますます低年齢化する受験戦争の中で、小学生まで余暇・遊びの時間を削り、「過労児」という造語も生まれてまいりました。受験戦争の緩和、低年齢化の歯止めは緊近の課題と考えますが、政府のご見解及び対応策についてお伺いいたします。

文部省の調査によりますと、子どもたちの体力、運動能力は、10年前に比較し、すべての年齢段階で劣っているとのことであり、受験戦争が大きな影響を及ぼしていると考えられますが、スポーツ施設、指導者の不足も原因の一つであろうと思います。加えて、公園やレクリエーション施設など子ども同士あるいは家族揃って余暇が過ごせる施設も、欧米に比べまだまだ不十分であります。政府はこれらの施設の整備拡充、指導員・専門職員の養成について年次計画の策定など積極的な施策を行うべきと考えますが、文部大臣並びに建設大臣のご見解をお伺いいたします。

また、子どもたちが芸術・文化に容易にアクセスできるよう、国立の博物館、美術館などを無料化してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、広報活動についてお伺いいたします。

第42条において条約の広報義務がうたわれております。この条約が広く深く社会に浸透し得るかどうかは、政府がどこまで適切かつ積極的な手段でこの広報義務を尽くし、この条約の原則及び規定を成人のみならず子どもに対しても広く知らせるかどうかにかかっていると言っても過言ではないと思います。この点につき、政府はどのような広報のあり方を検討しているのか。特に、条約が強調している子どもたちに対する広報についてどのように工夫されるおつもりなのでしょう。外務大臣のご見解をお伺い

したいと思えます。

また、今年度予算では全く予算措置が取られておりませんが、今後どの程度の広報予算をお考えなのか、具体的な答弁を総理に求めます。

また、政府は、この条約を遵守すべき公務員、とりわけ子どもの人権にかかわる学校、教育委員会、児童相談所、保護観察所、養護施設、教護院、少年院、その他関係機関の職員一人ひとりに対する指導をどのように実施するのか、総理に明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。

#### 赤桐副議長

宮澤内閣総理大臣。

#### 内閣総理大臣 宮澤喜一

この条約の意義でございますが、この条約は、世界的な視野から児童の人権の尊重・保護の促進を目指すものと認識をいたしております。

未締結の人権関係諸条約についてでございますが、条約の目的、意義、内容、国内法体制との整合性などを十分勘案の上、その取り扱いにつきまして引き続き検討を続けてまいりたいと思えます。

それから、この条約の名称につきましてはいろいろご議論のあることをよく承知いたしておりますが、我が国では一般に低年齢層の者を指す場合の法令用語として従来広く「児童」が使われていることに鑑み、この条約の「チャイルド」の訳としては「児童」が最も適切であると政府は判断をしたものでございます。

それから児童の権利の保障につきましては、これまでの児童の健全な育成を目的とした各種施策の展開を通じて確保してまいりました。政府としては、引き続き関係行政機関の緊密な連携を保ちつつ、この条約の趣旨をも踏まえた施策を総合的に推進してまいりたいと思えます。

それからオンブズマンのことでございますが、児童に関する各般の問題については、既に児童相談所、児童委員、人権擁護機関などがございまして、家族や児童本人からの相談に応じ、各種の援助を行う体制を整備をいたしております。したがって、子どもの権利侵害の問題につきましては、新たにオンブズマンという新しい制度を創設するよりは、今までのこのような機関の相談活動の強化を図ることのほうが有効であろうと考えております。

それから、開発途上国などの子どもたちの救済ですが、昨年6月に閣議決定いたしました政府開発援

助大綱において、政府開発援助の効果的実施のための方策の一つとして、子どもなどいわゆる社会的弱者にも十分配慮する旨を掲げました。このような考えのもとで、これまでも子どもの教育、医療等の分野でも協力を行ってきております。また、国連児童基金（ユニセフであります）等の国際機関を通じた資金協力なども行っております。今後とも、ODAの大綱を踏まえまして、ご指摘の点は協力の充実に努めてまいりたいと思います。

それから学校教育の現状についての認識でございますが、今日では我が国の学校教育は普及の程度と質の高さにおいて国際的にも高く評価されております。これまでの国民生活・文化の向上、経済発展の基盤ともなっておるものと考えておりますが、他方で、今日の教育の現状を見ますと、画一性、知識偏重の指摘があり、また登校拒否、高校中退の問題など心を痛める現状もあるということをよく存じております。このような状況も踏まえ、これからの学校教育においては、子どもたち一人ひとりが豊かな人間性を持ち個性を發揮しながら創造的に生きていくことができる力を育むような、そういう教育が重要であると考えております。

それから、この条約の広報につきましましては、ご指摘のように重要性に鑑みまして、政府としても適切な措置をこれからも講じてまいりたい所存であります。

それから、児童にかかわる関係機関の職員に対してこの条約を周知徹底することはもとより重要でございますから、関係省庁におきまして講習の実施、通知の発出など適切な方法によりまして、関係機関の職員によく広報を徹底させてまいりたいと考えております。

残りのお尋ねにつきましましては、関係大臣からお答えいたします。

#### 赤桐副議長

武藤外務大臣。

#### 外務大臣 武藤嘉文

お答えをいたします。

大体総理からご答弁がございましたネーミングの問題でございますけれども、これは総理のご答弁のとおりで、私どもはこの条約の「チャイルド」の訳としては「児童」が最も適切であると考えておりまして、「子ども」に改める考え方はございません。

それからオンブズマンその他の問題は、既に総理

からご答弁がございました。この条約上の権利は、憲法をはじめとする現行国内法制で既に保障されておりまして、新たな法体制が必要ではないかという点は、現時点では特に私は必要ではないと思っております。

開発途上国の子どものための救済のための施策あるいは組織をつくったかどうかというのは、総理から詳しくご答弁がございました。そのとおりでございます。

それから、広報のあり方につきましては、一般の広報は総理からご答弁がございました。児童に対しましてのこれからどういう形で広報をしていくかにつきましては、児童にわかりやすい小冊子をつくって、それを配布するべきであると思っております、具体的な方策については、今、関係各省庁と検討をいたしております。

#### 赤桐副議長

森山文部大臣。

#### 文部大臣 森山眞弓

まず、条約29条に関しまして、「教育の目的」についてご質問がございました。教育基本法第1条は、教育の目的として人格の完成を究極の目標としながら、平和的な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行われるべきことを示すとともに、その具体的な資質として個人の価値などをあげているところでございます。このことは本条約の趣旨に合致するものでありまして、教育基本法の改正の必要はないと考えます。

次に、第12条第1項の児童の意見を表明する権利につきましましては、児童に影響を及ぼすすべての事項について自己の意見を表明する権利を規定するものでありますが、同条は児童の意見を年齢等に応じ相応に考慮することを求めるものでございまして、児童の意見を無制限に認めるものではないと考えます。

次に、受験競争の緩和についてでございます。近年、過度の受験競争の問題が指摘されているところでございますが、学校教育においては、人間としての調和のとれた発達を目指し、心身ともに健全な人格形成を期して児童・生徒の個性を生かす教育を行うことが肝要でございます。このため文部省では、学校教育の個性化、多様化、入学者選抜の改善、進路指導の改善・充実、生涯学習体制の整備などの教育改革にかかわる各般の施策の具体化に努めてきているところでございまして、今後ともこれらの施策

の充実に努めてまいり考えてございます。

またスポーツの振興について、スポーツ施設や指導者は必要不可欠な極めて重要なものであると考えております。平成元年の保健体育審議会答申におきましても、地方公共団体におけるスポーツ施設の整備の指針を示しますとともに、指導者の要請のための認定制度の活用について指摘するなど、スポーツ施設の整備、指導者の養成・確保などの総合的なスポーツ振興方策を提言しております。文部省といたしましては、従来からこの答申の趣旨を踏まえましてスポーツ施設の整備や指導者の要請・確保などの施策の推進に努めているところでございまして、今後とも一層努力してまいりたいと考えております。

最後に芸術・文化へのアクセスについてお尋ねがございました。おっしゃるとおり、児童・生徒が優れた芸術に触れ、芸術・文化活動への興味・関心を養い、豊かな情操を育むことは、大変重要でございます。このため、国立博物館、美術館におきましては、児童・生徒の鑑賞料金を一般比べて大幅に安くしておりますほか、昨年から学校週5日制の実施に伴いまして、毎月第二土曜日に児童・生徒を対象とした普及事業を新たに実施するなど、配慮を行っております。今後ともこれらの施策を通じまして、児童・生徒が芸術・文化に親しみ、博物館、美術館などの積極的な利用が一層図られますよう努めてまいりたいと考えます。

赤桐副議長

中村建設大臣。

建設大臣 中村喜四郎

私に対する質問は、レクリエーション施設、都市公園等が欧米の国々と比べて非常に不足しているのではないかと、もっと整備を急げというご質問でございました。先生ご指摘をいただきましたように、都市公園は、子どもたちにも、また生活大国としても非常に大きな役割を果たしておりますので。我が国は、欧米の国々と比べ、特にドイツ・ボンあたりでは59年の段階で1人37.4平米、イギリスのロンドンが30.4平米、それに比べて我が国は平成2年の段階で5.8平米でございますので、第四次にわたる5ヵ年計画を策定いたしまして、今やっております第五次5ヵ年計画におきましては、7年度には平均7平米になる予定でございます。そして2000年にはおおむね10平米を目指して整備をしていきたいと思っておりますので、ご指摘をいただきました都市公園の整備につきましてはさらに力を入れてやっていきたい、このように考えております。

赤桐副議長

これにて質疑は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

★子どもの人権連ブックレットNo.2★

# 子どもの権利条約 対訳集

A5版  
500円(〒240)

◇ 解説＝子どもの権利条約の批准にあたって ◆

～ その問題点と課題 ～

はじめに／条約についての認識と、とりあつかいの問題点、留保・解釈宣言の問題点／政府訳の問題点／名称の問題点／個別の問題点

◆ 政府資料＝児童の権利条約の締結についての承認を求め  
るの件、日本国政府の留保、外務省の説明書

英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユー・セフ・駐日事務所訳(仮訳)

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育  
会館 03-3265-2174 F=03-3230-0172

国会報告

「子どもの権利条約」参議院外務委審議経過、内閣不信任案可決～条約承認案廃案の経過

3年(平成5年)6月

93.6.26 朝日

子どもの権利条約

条約の研究を続けてきた「子どもの権利条約ネット」

批准承認廃案でどう考える

た生徒はペナルティを受け... 批准承認廃案でどう考える

「非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分を二分の一とする」として、下級裁判長は二十三日、民法の規定の是非をめぐり、民法の規定は法の下の平等を定めた憲法一四条に反する決定を言い渡した。民一と批判が上がっていた

東京高裁 民法相続規定で判断

非嫡出子「区別」は違憲

6/2 朝日

「非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分を二分の一とする」として、下級裁判長は二十三日、民法の規定の是非をめぐり、民法の規定は法の下の平等を定めた憲法一四条に反する決定を言い渡した。民一と批判が上がっていた

子どもの権利条約・環境基本法案

投げ出されて廃案に

怒り・嘆き噴出

「これまで来て廃案なんてもう、力が抜けた」。今国会で可決される見通しだった「子どもの権利条約」の批准も、環境基本法

昨年の国会でも、PKOの審議会で審議を始めた。今年三月に国会に法案を提出、先月には衆議院の環境委員会、参議院の環境

も、目の目をみなかった。五月には、「脳死及び臓器移植に関する各府省庁連絡会議」の野呂昭彦座長が、脳死は人の死であること、前提出した法案を作成、これを受けて社会党も独自の空室協議、十七日の各府省庁連絡会議は中止となった。九二

## 1. 参議院段階の審議経過の概要

① 「子どもの権利条約」（政府訳＝児童の権利に関する条約）の締結について承認を求める国会審議は、5月28日（金）の参議院本会議での趣旨説明及び代表質問（堀 利和＝社会、浜四津敏子＝公明、鈴木栄治＝民社、吉川春子＝共産、乾 晴美＝民改連）に引き続き、6月10日（木）に参議院外務委員会会で終日（10：00～17：00）本格的な審議がおこなわれた。

この日の質問者は①矢野哲朗（自民＝75分）、②森 暢子（社会＝40分）、③肥田美代子（社会＝26分）、④竹村泰子（社会＝70分）、⑤荒木清寛（公明＝55分）、⑥立木 洋（共産＝27分）、⑦磯村 修（民改連＝27分）、⑧武田邦太郎（日本新党＝27分）の8議員。これらの質問に対し、条約審議の主務官庁である外務省はいくつかの前進的見解を明らかにした。

② 6月10日に続いて、6月17日（木）には「権利条約」に関する参議院外務委員会審議が午前10時から午後5時までの審議が確認され、社会〔191分＝日下部禮代子（30分）、堀利和（50分）、堂本暁子（50分）、北村哲男（61分）〕、公明（50分）、民社（30分）、共産（30分）、民改連（30分）、新党（30分）がそれぞれ質問をおこなう予定であった。

しかし、衆議院において宮沢内閣不信任案が社会・公明・民社から共同提案される動き、また、参議院においては宮沢内閣問責決議案が提案される動きによって、6月17日の委員会審議は全面ストップとなり、18日に宮沢内閣不信任案が可決——衆議院解散、会期終了（6月20日）にともない、「権利条約」批准承認案は廃案となった。

## 2. 衆議院外務委員会の審議経過（6月11日）

6月11日（金）10時から衆議院外務委員会が開催され、土井たか子議員（社会・日政連・兵庫）が「子どもの権利条約」関連の質問をおこなった。土井議員は「批准後の政府の広報活動にあたっては、ぜひ“子どもの権利条約”としておこなうべき」との質問に対し、武蔵外務大臣は「政府提出の条約標題は、“児童の権利条約”だが、この条約をPRしていくためには、子どもたちにわかるようにためには、“児童の……”も使うが、同時に“子ども……”も使って積極的なPRにつとめたい」と答弁し、子どもの人権連などが主張してきた要求を実質的にうけ入れる立場を明らかにした。

## 3. 参議院外務委員会（6月10日）審議のポイント

5月28日（金）の参議院本会議の趣旨説明及び代表質問の全内容は別掲通り。ここでは、本会議に続いておこなわれた6月10日の審議内容のポイントを紹介します。

(1) ①矢野哲朗議員（自民・栃木）は、日教組・子どもの人権連などがこれまで一貫して主張・要求してきた主要テーマ（①チャイルド＝Childの訳を「子ども」に改めるなど、誤訳や不適切との指摘のある訳について再検討すること、②留保・解釈宣言は行わないこと。また、国内法令の改正および整備に着手することなど5項目）を個別にとりあげ、「こうした要求、意見も出ているが、政府の基本的姿勢はすでに国会に提出した内容通りと理解して構わないか」と質問し、権利条約審議に関する政府側のこれまでの消極的立場（姿勢）の再確認を求めた。

②また、「国旗の掲揚、国歌の斉唱指導は、国民として必要な基礎的、基本的教養を身につけるものであると同時に、国際社会の一員であるという認識を育てる第一歩であると思うが、どうか」と文部省に見解を求めた。これに対し、文部省は質問者に同調する姿勢を示しつつも「……しかし、このことは、条約14条規定＝子どもの思想・良心・宗教の自由を否定したり阻害するものではない」と答弁し、先の不用意な外相（ペナルティー）発言によって生じた混乱を極力回避する姿勢をとった。

(2) 森 暢子議員（社会・日政連・岡山）は、①条約名称（児童の……）の訳出にあたって、これまでの法令等との整合性・一貫性を強調すると、学校教育法で定める「児童・生徒の名称」を再検討せざるを得なくなるのではないかと政府の態度の不整合性を指摘。

② また、条約28条規定（教育への権利＝中等教育の無償教育の導入、財政援助の導入など適当な措置規定）の趣旨を尊重し、それを具体化するとすれば、政府が主張するように義務的規定ではなく、あくまで例示に過ぎないとしたとしても、何らかの適当な措置（例えば高校の教科書又は授業料の一部無償化の導入）、さらに、養護施設の措置基準の改善策を図るべきだと主張したが、前進的回答はおこなわれなかった。

③ さらに、広報義務について、教職員への広

報（研修の機会の確保等）の徹底及び子ども、障害者（点字など）、非識字者（ビデオなど）などへの適切な広報活動の充実を要求。これらについては、「いかに効果的な広報活動ができるかについて、各省間で充分協議し、批准後は政府の広報予算で実施したい」と衆院審議段階（佐藤泰介議員への回答）と同様の前進的答弁をおこなった。

- (3) 肥田美代子議員（社会・比例）は、条約名称の変更について委員長宛（野沢太三＝自民）に概要次の通り要望した。

「現在、当委員会で審査中の『児童の権利に関する条約』について、Childは、『児童』ではなく、『子ども』と訳し、条約の日本語名称を、『子どもの権利条約』とするべきと考えます。政府においてその旨訂正されることを委員会の決議により求めることが必要と考えます。その理由と致しましては、まず、本条約の当事者である子ども達の現状と、その意見に、真摯に目を開き、耳を傾けるならば、右要求は、けだし当然のことであり、このことを今もって決断し得ない政府に怒りを越えて悲しみを感じるからであります。20世紀を生きてきた者として、次の世代への最大のメッセージとなる本条約を契機として、今後法令用語としては、古いイメージをもつ『児童』は『子ども』に変えていくべく、前向きな努力をすることは、当然の責務だと考えるからであります。以上ですが、委員長

よろしくお願い致します。」

以上の要望に対し、委員長は各党理事会で別途協議することを確認した。

- (4) ①竹村泰子議員（社会・北海道）は、「非嫡出子」やアイヌ民族、外国人に対する民族差別問題（特に、戸籍法49条2項、民法900条4号）、少年司法問題（犯罪少年の取り扱われる方法に関する権利、少年法3条は条約40条規定の無料通訳制（翻訳・手話通訳等含む）に抵触するので改正すべき、現在の付添人制度の再検討、整備など）について特に法務省の見解をたずねた。

②武藤外務大臣は、「さまざまな民族の人権保障や法整備は必要。できるだけ早く、こうした法制度の整備にむけ努力していきたい」と答弁。これまでの、「関連国内法改正の必要なし」という消極的態度から一歩前進的立場を表明した。

- (5) ①荒木清寛議員（公明・愛知）は、児童虐待問題を中心に現在の養護施設の現状とその改善にむけた質問。②立木 洋議員（共産・比例）は、子どもの権利行使にあたって生じる国の義務を中心に政府の人権認識の消極的な態度についてたずねた。③磯村 修議員（民改連・山梨）は、「これまでの審議経過から指摘できることは、政府側答弁姿勢は大変冷たい感じがする。この条約審議に深い関心を持っている国会外のさまざまな人びとの声を委員会審議の場で汲み上げることこそが、政

## ◆子どもの人権連に寄せられた書籍・パンフレット・資料など（1993年7月～8月/No.4）◆

☆お願い＝ここでご紹介したものは、子どもの人権連ではとり扱っていません。直接、お問い合わせ下さい☆

- ①『参議院外務委員会会議録第7号』→竹林泰子事務所 03-3581-3111(代)
- ②『全国婦人新聞』No.1036→全国婦人新聞社 03-3343-1846
- ③『福祉広報』No.415-417→東京都社会福祉協議会 03-3268-7171～5
- ④『子どもの権利通信』No.58→日本弁護士連合会子どもの権利委員会 03-3580-9841
- ⑤『アムネスティニュースレター』No.242→アムネスティインターナショナル日本支部 03-3203-1050(東京)06-376-1496(大阪)
- ⑥『アジア記者クラブ通信』No.16→アジア記者クラブ 03-3367-4255
- ⑦『アジア・ナウ』No.16→ECPAT・ジャパン・関西 0729-98-0407
- ⑧『ニュースレターアジア観光子ども買春根絶国際キャンペーン』No.8 03-3203-0372
- ⑨『社全協通信』No.133→社会教育推進全国協議会 03-235-4143
- ⑩『子どもの人権』No.22→子どもの人権研究会 03-3870-0171
- ⑪『学級通信』6年1組谷山学級→豊中市立新田南小学校・谷山泰史 06-832-6141

府・行政側の正しい姿勢。これまでの外相答弁は、「これからは子どもの立場に立って考えることが重要」と言いつつ、結局は(「子ども」か「児童」かについても)子どもの意見を無視していると追及。これに対し、外相は「各行政機関をはじめ法制局とも良く相談し、条約にもとづいた施策を執行していく場合、現行法の見直しが必要であればそれぞれの官庁でやってもらいたい」と竹村議員へと同趣旨の前進的態度を表明した。

④竹田邦太郎議員(日本新党・比例)は、婚外子差別問題を中心に質問し、条約批准を契機にこれまでの立ち遅れた国内法の不備を改正し、法体系の整備を強く求めた。

#### 4. 廃案にあたっての各界声明

①子どもの人権連/「子どもの権利条約」(政府訳=児童の権利に関する条約)批准承認廃案にあたっての抗議声明(1993年6月18日)

① 私たちは、世界人権宣言(1948年)採択45周年を記念した国連世界人権会議がウィーンで開催されているこの時期に、「子どもの権利条約」がようやく批准され、日本で生活するすべての子どもたちの権利保障の第一歩が力強く踏み出されることに大きな期待を寄せ、多くの個人や団体とともに批准運動を推進してきた。

この「子どもの権利条約」=Convention on the Rights of the Child(政府訳「児童の権利に関する条約」)批准承認案は、去る5月26日に衆議院本会議で可決。参議院外務委員会での審議も開始され、第126通常国会で可決承認される予定であった。しかし、政治改革法案をめぐる政府・自民党の横暴な議会運営をめぐる会期末の国会審議は混乱一衆議院解散によって、批准承認案の廃案が確定した。

私たちは、PKO協法案や佐川急便事件などに

よって継続審議(第123通常国会)となった批准承認案が今回は廃案になるという事態に対し強い憤りを覚えるとともに、こうした異常な結果を招いた政府及び自民党に強く抗議する。

② 私たちは、子どもの権利を包括的に保障していくための研究活動と運動を幅広く推進するための民間団体(個人及び団体が構成)として1986年4月に設立されて以降、この条約の草案段階から審議経過についてフォローアップし、今日に至るまで約8年間継続してこの条約に深い関心を払いながら、条約の完全批准運動とさまざまな広報活動を展開してきた。

私たちは、1992年3月に政府が閣議決定し国会に提出した条約の承認案の問題点を指摘するとともに、子どもの権利を地球規模で包括的に保障していこうとする国際的なとりくみを反映したものととして高く評価する立場から、次の5項目の実現を政府および国会に強く要求してきた。

① チャイルドの訳を「子ども」に改めるなど、誤訳や不適切との指摘のある訳について再検討すること。

② 留保・解釈宣言は行わないこと。また、国内法令の改正および整備に着手すること。

③ 外務省とりまとめの「国内行動計画」の充実をはかること。また、広報活動の具体化をすすめること。

④ 予算措置を行うこと。政府に批准後の総合的なフォローアップ機関を設置すること。

⑤ 国際協力の具体化をはかるとともに、自治体が施策を行うことを積極的に奨励すること。

③ こうした私たちの要求に対して、政府は当初、「条約締結の可否を決めるのが国会であり、内容の変更には応じられない」とのかたくなな態度に終始していた。しかし、「このような対応は、子どもの権利についての国際基準である『権利条約』の趣旨や規定を制約することになり、国際社会にも



## アジアとの教育協力を探る

日教組「カンボジア教育支援」調査団

人的交流を含め長いとりくみを  
サンタクロースの援助でなく  
日教組「カンボジア教育支援」調査団に寄せて  
座談会/アジアの教育協力、私たちは何を  
カンボジアの教育の現状と課題  
カンボジアをもっとよく知るBOOK GUIDE 藤井誠二  
その他資料・写真を満載!

吉田哲男  
有馬実成

定価600円(本体583円)

株式会社 アフターブライ  
〒101 東京都千代田区一ツ橋2-5-2 日本教育会館  
TEL 03-5210-9171 FAX 03-5210-9173

通用しないものだ」という野党の鋭い追及を受け、「条約をPRしていくなかで、子どもにわかるようにするために「児童の権利条約」と同時に「子どもの権利条約」も使って積極的なPRにつとめる」(6月11日の衆議院外務委での外相答弁)、「条約にもとづいた施策を執行する場合、現行法の見直しが必要であればそれぞれの官庁に要請していく」(6月10日の参議院外務委での外相答弁)、「批准後は政府広報予算で積極的な広報活動を(障害者や非識字者も含め)積極的に推進する」(5月12日、6月10日の外務省答弁)……などの答弁にみられるように、私たちの要求してきたいくつかの重要テーマを受け入れるに至った。私たちは、外務省をはじめとした政府のこうした姿勢を評価しつつ、今国会での「権利条約」の批准承認案の可決を強く求めてきた。

- ④ 私たちは今後、これまでのさまざまな活動を通じて獲得してきた成果をより確実なものとし、子どもの権利がすべての分野で充実し保障されるように引き続き諸活動を強力に推進する。
- ① 政府が改めて批准承認案を国会に提出するにあたっては、Childの訳を「子ども」に改めるなど、誤訳や不適切との指摘のある訳について再検討すること。
- ② 留保(37条(c)第二文=自由を奪われた子どもの適正な取扱い)、解釈宣言(9条1項=親子分離禁止、10条1項=家族再統合のための出入国)の撤回を求める。
- ③ 国会審議の中でもとり上げられた婚外子差別の禁止に関する民法900条4項、戸籍法49条2項の改正、少年法10条及び31条の改正などを求める。同時に、関係国内法規の問題点や不備について総点検し、その改正・整備にむけた立法運動に早急に着手する。
- ④ 教育現場をはじめ、児童福祉、少年司法など、子どもの権利保障に関係する法制度の総合的な整備・充実にむけ「子どもの権利基本法」(仮称)の制定にむけたとりくみを関係団体・個人と連携しつつ推進する。
- ⑤ この条約の趣旨に沿った学校づくりが緊急に求められている。そのため、「子どもの最善の利益」や「あらゆる差別の禁止」、「意見表明権」、「表現・情報の自由」などを具体化した子どもが権利行使の主体となる学校づくりをめざす。最後にこの条約の広報にとって、マスメディアの存在は極めて大きい。

したがって、報道にあたっては、標記方法を「子どもの権利条約」もしくは、「子どもの権利条約」「児童の権利に関する条約」と併記されるよう各報道機関に要請する。

#### ②子どもの権利条約ネットワーク/子どもの権利条約の批准承認見送りにあたって(談話=代表:喜多明人)(1993年6月18日)

1、衆議院解散によって、子どもの権利条約の批准承認案が廃案となり批准が見送られたことは、世界と日本の子どもの人権保障にとって大きな損失であり、怒りと失望の念を禁じえません。

いかに大義名分があろうとも、国会が「子ども」への特別な配慮を怠ったことは、世界的に約束された「子ども最優先の原則」をふみにじる行為であり、未来への見識をまったく欠いていると考えます。

また、この条約の批准について熱い期待を寄せてきた人たち、とりわけいまの社会に積極的に参加しようとしてきた子どもの期待を裏切る結果となったことは、「政治不信」だけでなく子どもたちの「おとな不信」をますます助長することになり、深く憂慮します。

2、条約の批准は先送りになりましたが、すでに138か国が批准を終えている世界の動きをふまえ、条約の趣旨や内容を子どもならびにおとなに積極的に知らせ、活かしていく努力が求められます。条約が批准されなくても、運用上の改善(たとえば懲戒における生徒の聴聞権の確保などの措置)や自治体レベルでの条約上の権利の実現を図ることは現時点でも可能と考えます。

3、条約の批准承認案は、できるかぎり早期に国会に再提出されることを求めます。再提出に際しては以下の点が考慮され、新たな内容をもった提案となることを求めます。

(1) 批准承認案の作成にあたっては、条約の当事者である子どもをはじめ関係者の意見を広く聞くため、「公聴会」などを開催すること。

(2) (1)のとりまとめや承認案の作成にあたり、政府部内に条約の担当官を置くこと。

(3) 国民世論の期待に応え、条約名称は「子どもの権利条約」とし、少なくとも留保・解釈宣言なしに批准できるよう、懸案となっている国内法の整備につとめること。

### ③日本社会党／子どもの権利条約批准対策特別委員会アピール（1993年6月18日）

今般、政治改革法案をめぐる国会の混乱により、衆議院が解散され、私達がかねてからその批准を求めてきた「子どもの権利条約」が、国会承認を目前にして廃案になったことはまことに残念の極みであります。

しかしながら、私達が、第126回国会で、30数時間をかけた条約審議を通じて得たものは、決して少なくありません。その質疑応答で明らかになった条約の名称をはじめとする日本語訳の問題点、特に国内法の改正及び整備の必要性、広報活動の具体化のための予算措置などに対し、政府に適切な対処を今後とも求めていく関いを継続しなければなりません。この為、すみやかに条約の国会提出を求めるものであります。

1993年6月18日

子どもの権利条約批准対策特別委員会  
委員長 土井たか子

### ④日本教職員組合／「子どもの権利条約」批准承認案廃案にあたって（1993年6月22日）

日教組は、「子どもの権利条約」が国連・子どもの権利宣言30周年にあたる1989年11月20日、国連総会

第44会期において全会一致で採択されたことに留意するとともに、子どもの権利を包括的に保障しているという国際的なとりくみを反映したものであること、また、国内外の子どもの置かれた困難な状況の改善に積極的な役割を果たすものと期待し、条約の完全批准運動を今日まで組織の総力をあげて展開してきた。

私たちは、この条約の完全批准を実現するために、(1)Childの訳を「児童」ではなく「子ども」に改めるなど、誤訳や不適切との指摘のある訳について再検討すること、(2)留保・解釈宣言は行わないこと。また、国内法令の改正および整備に着手すること、(3)「条約」42条の要請にもとづく広報活動の具体化を予算措置を含めて行うこと——以上の重点3課題を政府および国会に対し粘り強く要求してきた。

昨年3月の閣議決定内容は、主務官庁である外務省のかたくなな態度の結果、私たちの要求を実現するには至らなかったものの、本年4月22日から衆参あわせて10日間にわたる審議経過の中で、(1)「政府提出の条約名は“児童の権利に関する条約”だが、この条約を広く国民に広報していくため、特に子どもたちにわかるようにするためには、“児童の……”も使うが同時に“子どもの権利条約”の名称も使って積極的な広報につとめたい」「条約にもとづいた施策を執行していく場合、現行法の見直しが必要であればそれぞれの官庁でやってもらうよう要請する」、

---

### ◆子どもの人権連に寄せられた書籍・パンフレット・資料など（1993年7月～8月/No.4）◆

☆お願い＝ここでご紹介したものは、子どもの人権連ではとり扱っていません。直接、問い合わせ下さい☆

- ⑫『売買取断問題ととりくむ会ニュース』No.105→売買取断問題ととりくむ会 03-5386-4041
- ⑬『げきじょう』No.30→全国子ども劇場おや子劇場連絡会 0426-45-9548
- ⑭『教育総研ニュース』No.11→国民教育文化総合研究所 03-3230-0564
- ⑮『ユニセフ年次報告1993』→国際連合児童基金 03-3475-1617
- ⑯『新しい家族』No.23→養子と里親を考える会 03-3812-2605
- ⑰『マスコミ市民』No.297→日本マスコミ市民会議 03-3481-0577
- ⑱『子どもの権利条約』No.9→子どもの権利条約ネットワーク 03-3433-7990
- ⑲『子どもの権利』No.7→横浜弁護士会少年問題委員会 045-201-1881
- ⑳『富沢よし子の区政ニュース』No.8→私たちの杉並をつくる会 03-3310-0877
- ㉑『学図教ニュース』No.83→日本学校図書館教育協議会 03-3622-0344

さらに「いかに効果的な広報活動ができるかについて、各省間で充分協議し、批准後は政府の広報予算で積極的に実施したい」などの外相答弁と、衆議院での「決議」を引き出すなど、私たちの重点課題を実質的に実現するような前進的回答を獲得することができた。こうした成果の背景には、条約採択後5年間にわたる粘り強い私たちの諸活動の展開と、社会党をはじめとする野党がほぼ私たちと同様の基本認識に立って国会審議に臨んだ結果であることは明らかである。

今後私たちは、政府が批准承認案を再提出するにあたっては、先に指摘した重点3課題の再検討を強く求めていく。また、この条約に基づく広報義務の履行に当っては、関係行政機関、地方公共団体、教育現場をはじめ広く国民全体に、この条約の趣旨及び内容の周知徹底に努めること。特に、この条約が18歳未満の子どもの権利について定める条約であることをふまえ、子どもが理解し得るよう十分配慮するよう強く要求する。

今後、この条約の趣旨に沿った学校づくりが私たちすべての教職員に求められた最大のテーマである。私たちは、改めて条約の総学習運動を全国的に展開しながら、「子どもの最善の利益」や「意見表明権」、「あらゆる差別の禁止」など具体化した子ども中心の学校づくりをめざす。そのため、自主編成運動・教育研究活動の重要課題として条約の趣旨と諸規定に沿った教育実践活動をすすめ、校則の見直し・体罰の禁止・内申書など教育情報の公開・開示などのとりくみを積極的に推進する。

私たちは、「世界人権宣言」採択45周年にあたる本年、「子どもの権利条約」が批准され、日本で生活するすべての子どもたちの権利保障の第一歩が力強く踏み出せるよう組織の全力を傾注する。また、この条約の理念をより具体化するため「子どもの権利基本法」（仮称）などの立法運動を推進し、子どもの人権保障を体系的、包括的に整備するための運動を「子どもの人権連」などと連携し引き続き強力に展開する。

1993年6月22日  
日本教職員組合中央執行委員会

(指標1Pより)

に「親の因果が子に報い」式の仕打ちであり、人は自己の非行のみによって罰または不利益を受けるという近代法の基本原則にも背反していることが見逃されてはならない。

以上のとおり、民法900条4号ただし書き前段の規制は、目的に対して広すぎるという意味で正確性に欠けるだけではなく、婚外子の出現を抑止することに関しほとんど無力であるという意味で、適法な婚姻に基づく家族関係の保護という立法目的を達成するうえで事実上の実質的関連性を有するといえるかどうか、はなはだ疑わしいといわざるを得ないのである。

◆ 広報委員会から……子どもの人権連事務局宛に1通の封書が届きました。「子どもの人権連様」と書かれた手紙(別掲)と調査資料(アンケート集計)が同封されていました。

広報委員会では、貴重なアンケート集計(資料)をNo.17に続いて、会員のみなさまにお知らせすることにしました。都留文化大学のみなさんに心から感謝いたします ◆

拝 啓

私達は、都留文科大学文学部初等教育学科家庭科専攻家族社会学演習Ⅰの授講生16名です。

今、子どもの権利条約のchildにあたる語いを子どもと訳すか、児童と訳すかという問題があります。

そこで私達は、18歳または18歳未満に属する高校生に対し、彼らはどう「18歳未満の者」をとらえているのか、山梨県内にある2つの高校に協力してもらい、異なる内容のアンケートをとりました。

結果は、同封したプリントをご覧になっていたければわかると思うのですが、着眼していただきたい点が、アンケートAのHとアンケートBのQ5です。アンケート内容はA・B異なりますが、高校生達に直接「18歳未満の者」について回答してもらった結果です。

アンケートAは、選択肢(a. 児童、b. 子ども、c. 分からない、d. その他)と設け、アンケートBは□の権利条約として「18歳未満の者」にあたる言葉を自由に記入してもらおうという形をとりました。

アンケートAでは、「子ども」と答えた高校生が一番多かったのに対し、アンケートBではQ4-aを受けて、Q5では青少年という回答が多くなったのではないかと思います。

18歳未満を「児童」と「子ども」の2つから選択するとなると「子ども」とするが、「青少年」という言葉があると、それを選択するようです。又、分からないを回答した高校生が多いことも、法的には20歳未満(未成年)となるが、気持ちの上では大人だと思っている高校生達の、どこに所属する

のかわからないという、微妙な気持ちの表れではないだろうかと思われます。

このアンケートが、貴団体の活動に何らかのお役に立てばと思っています。 敬 具

平成5年2月10日

都留文科大学初等教育学科2年家庭科専攻一同  
代表 黒木 濟

## ☆高校生へのアンケート集計結果☆

1992年10月

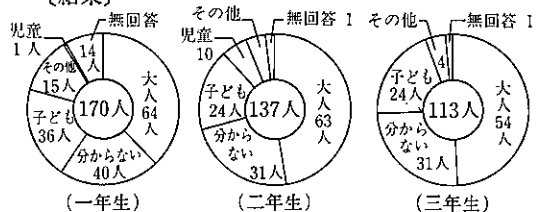
先日は、お忙しいなか私どものアンケートに御協力いただき、誠にありがとうございました。なお、集計結果が出ましたので、御報告兼々感想も一言つけさせていただきます。

都留文科大学初等教育学科二年  
家庭専攻生一同

A. あなた方は今、高校生です。自分が該当すると思う所に○をつけて下さい。

- a. 児童    b. 子ども    c. 大人  
d. 分からない    e. その他

(結果)



全学年を通して、半数近くの人が自分を大人とみています。しかし、25%程度の方は、どこに該当するか分からないとしており、高校生が微妙な時期にいるということが分かりました。

B. 「児童」とは何歳から何歳までを指すと思いますか?

(結果)

全学年を通して、6~12歳、7~12歳を指すと答えている人が多く、児童を小学生ととらえている傾向が強いようでした。保育園・幼稚園児のことを園児、小学生を児童、中・高校生を生徒と区

別れていることがこの結果に現れたのでしょうか。

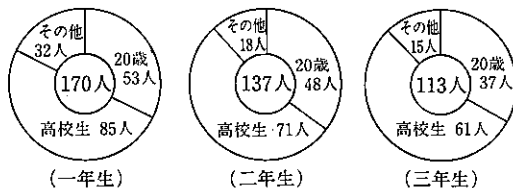
C. “子ども”とは何歳から何歳までを指すと思いますか？

〔結果〕

0、1、3歳から12、14、15歳までが子どもであると答えている人が多く、児童よりも子どもの方が該当年齢範囲に広がりがありました。

D. “大人”とは何歳からだと思いますか？

〔結果〕

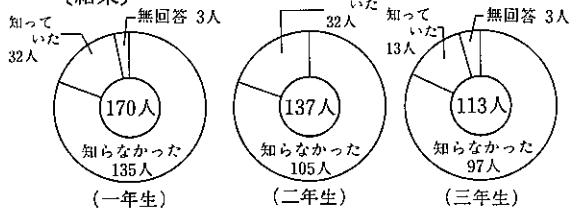


全学年を通して、法律で定まった20歳を成人(大人)ととらえている人が多かったのですが、高校生の年齢範囲にあたる15～18歳を一まとめにしてみると、これがトップになりました。このような結果から、自分を大人と答えた人が多かったのも分かるような気がします。

E. あなたはこういった条約(「18歳未満のすべての者」に対する条約)を知っていましたか？(知っていた方はどこで知りましたか？)

- a. 知っていた b. 知らなかった

〔結果〕

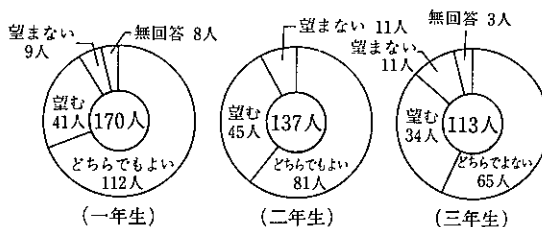


多くの方が、この条約を知らなかったということがみてとれます。一方、知っていた人達がどこで知ったかみてみると、学校続いてマスコミという意見が多く、両者の与える影響が大きいということが分かりました。

F. あなたはこの条約が日本で実施されることを望みますか？

- a. 望む b. 望まない c. どちらでもよい

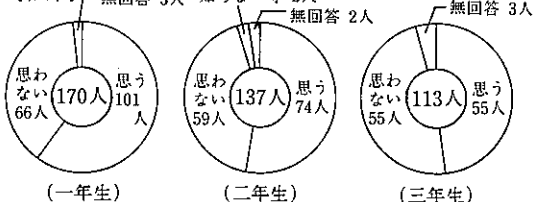
〔結果〕



G. もしこの条約が実施されたら、日本の学校や家庭や社会に変化があると思いますか？

- a. 思う b. 思わない

〔結果〕

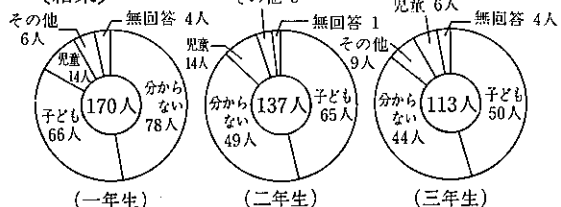


Fの結果で望む人が30%弱である割には、実施されたら学校や家庭や社会に変化があると考えている人が50%前後います。このことから、条約の実施には無関心であるが、条約の内容には関心がある高校生がいることが分かりました。Fでどちらでもよいと答えた6～7割の人と、Gで思わないと答えた5割前後の人は条約に対して全く無関心であるのか、又、条約の内容を知ったうえで関心がないのか疑問に思えます。

H. 最後に、この条約の中でいう「18歳未満のすべての者」を指す言葉は次のどれがふさわしいと思いますか？

- a. 児童 b. 子ども c. 分からない d. その他

〔結果〕



全体を通して、「18歳未満のすべての者」を子どもと答えている人が多いです。自分のことを大人だと思いつつも、18歳未満の者といえどもとらえてしまうという微妙な時期の気持ちが感じられました。

皆さんの御協力により、高校生の実情を知ること

ができました。それから、アンケートの集計をしていて、それぞれの方が真剣に答えてくださっているのが分かり、大変うれしく思いました。皆さん、本当にありがとうございました。

ところで、この“18歳未満のすべての者”に対する権利条約を日本国内で実施するかどうか前の国会では審議されませんでした。しかし、次の国会では審議されることでしょうか。そこで、興味をお持ちの方は、この条約が日本国内あるいは全世界でどのような動きをするか、新聞・雑誌・TV等で注目していきましょう。

※(広報委員会から……アンケート結果(1)はNo17=1993年4月号に掲載)

- ◆ 会員のみなさまからの投稿をお待ちしています。近況報告、子どもの人権連へのご意見や問題提起、講座や学習会の報告、子どもの人権保障に関する研究報告など、内容はご自由です。
- ◆ 字数は800～1000字程度、但し、研究報告は2000～3000字程度。
- ◆ メ切り日は特にありません。掲載の有無や掲載月などのお問合せはご遠慮ください。

★ 会員のみなさまへ ★  
原稿募集中。

◆ 子どもの人権と教育関係の報道と記録から…… ◆

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT																																
5/4(火)	<p>総務庁統計局が「こどもの日」前日の4日、93年4月1日現在の子ども人口(15歳未満人口)を発表。総数は2,110万人(前年比53万人減)で総人口に占める割合は昨年より0.5ポイントダウンの16.9%と調査史上最低記録を更新。</p> <p>▶資料=主要国の総人口に占める子どもの数の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>調査時点(推計時点)</th> <th>総人口に占める子どもの割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本<sup>1)</sup></td> <td>1993.4.1</td> <td>16.9%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ<sup>2)</sup></td> <td>1990.7.1</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>イタリア<sup>3)</sup></td> <td>1991.1.1</td> <td>16.3%</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン<sup>3)</sup></td> <td>1991.12.31</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>イギリス<sup>2)</sup></td> <td>1990.7.1</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>フランス<sup>3)</sup></td> <td>1990.1.1</td> <td>20.1%</td> </tr> <tr> <td>カナダ<sup>2)</sup></td> <td>1990.7.1</td> <td>20.9%</td> </tr> <tr> <td>アメリカ<sup>3)</sup></td> <td>1990.7.1</td> <td>21.8%</td> </tr> <tr> <td>韓国<sup>3)</sup></td> <td>1990.11.1</td> <td>25.4%</td> </tr> <tr> <td>中国<sup>3)</sup></td> <td>1990.7.1</td> <td>27.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注=1) 4月1日現在推計人口 2) 国連“World Population Prospects 1990”の中位推計値 3) 各国の統計年鑑(アメリカは1992年版、その他の国は1991年版)</p>	国名	調査時点(推計時点)	総人口に占める子どもの割合(%)	日本 <sup>1)</sup>	1993.4.1	16.9%	ドイツ <sup>2)</sup>	1990.7.1	16.0%	イタリア <sup>3)</sup>	1991.1.1	16.3%	スウェーデン <sup>3)</sup>	1991.12.31	18.2%	イギリス <sup>2)</sup>	1990.7.1	19.0%	フランス <sup>3)</sup>	1990.1.1	20.1%	カナダ <sup>2)</sup>	1990.7.1	20.9%	アメリカ <sup>3)</sup>	1990.7.1	21.8%	韓国 <sup>3)</sup>	1990.11.1	25.4%	中国 <sup>3)</sup>	1990.7.1	27.7%	<p>でなかったことを先人に感謝したい。」。</p> <p>5/5(水)</p> <p>「こどもの日」の全国紙、社説のテーマは次の通り</p> <p>①「日経」社説……今国会で子供の権利条約承認を</p> <p>②「産経」社説……新しい子供観へ転換しよう</p> <p>③「東京」社説……子どもたちは幸せだろうか</p> <p>④「毎日」社説……オンブズマン制度の勧め</p> <p>⑤「朝日」社説……みんな悩んで大きくなった</p> <p>⑥「読売」社説……子供はいつくしまれているか(9日付=Jリーグの開幕に期待する)</p> <p>5/6(木)</p> <p>秋田県合川町の公立合川高校の1年生男子生徒(15)が自宅で首つり自殺していたことが分かった。鹿角署は、学校内でのいじめが原因であるとみて調査。秋田県教委は、5月11日、今回の事態を受けて、寮を持つ県内の高校6校に対し、いじめなどがいないかなど実態調査を行うよう指示。</p> <p>5/7(金)</p> <p>東京町田市の会社員が、学校で起きているいじめの実態を知りたいと、自殺した二女がかつて通っていた市立中学校の1988年(平成元)~91年(平成3年)度分のいじめの調査結果の公開を求めている問題で、同市教委が5月7日、この請求を認め調査結果を公開。個別学校のいじめに関する調査結果が公開されたのは東京都内では初めて。</p>
国名	調査時点(推計時点)	総人口に占める子どもの割合(%)																																	
日本 <sup>1)</sup>	1993.4.1	16.9%																																	
ドイツ <sup>2)</sup>	1990.7.1	16.0%																																	
イタリア <sup>3)</sup>	1991.1.1	16.3%																																	
スウェーデン <sup>3)</sup>	1991.12.31	18.2%																																	
イギリス <sup>2)</sup>	1990.7.1	19.0%																																	
フランス <sup>3)</sup>	1990.1.1	20.1%																																	
カナダ <sup>2)</sup>	1990.7.1	20.9%																																	
アメリカ <sup>3)</sup>	1990.7.1	21.8%																																	
韓国 <sup>3)</sup>	1990.11.1	25.4%																																	
中国 <sup>3)</sup>	1990.7.1	27.7%																																	
5/5(水)	<p>「朝日」論壇=「『児童』が『子ども』になる日」……肥田美代子(社参議院議員・童話作家……「……(権利)条約はもとより与野党の対立案件ではない。大人が子どもにどう向き合い、どう意識改革するかが問われる象徴的なテーマであるといってもいい。……『児童』が『子ども』になる日こそ、大人と子どもがよきパートナーとして最初の一步を踏み出す時だろう。今日は『こどもの日』、『児童の日』</p>																																		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
5/8(土)	茨城県土浦市の私立常総学院高校が、中学の部活動で活躍した人を対象にした推せん入学で合格が決まった生徒に「部活動をやめたら退学する」という内容の誓約書を書かせていたことが判明。		→衆議院本会議趣旨説明・代表質問は4月22日に行われた。
5/9(日)	栃木県小山市で、今春中学を卒業した少女が、男女交際を理由に中学時代の担任教諭(36)から現金を脅し取ったとして小山署は少女と共犯の容疑者(26)の2人を恐喝の疑いで逮捕。	5/12(水)	「子どもの権利条約」衆議院外務委員会審議(2)
5/9(日)	各地の教育委員会が管理する情報を公開・開示した例が少なくとも121自治体にのぼっていることが判明。公開・開示された文書の数は、約3,000軒に達し、教育に関係した情報に対する関心の高まりを示した。	5/12(水)	東京都町田市立つくし野中学校の女子生徒=当時13才=が1988年(平成3年)9月に自殺、父親(48)が「いじめが原因ではないか」として、自殺直後学校が全校生徒に書かせた作文の開示を求めている問題で市教委は12日、作文の一部は開示請求後に焼却されていたことを明らかにした。
5/10(月)	東京都保谷市の公立中学校で今春の入学式に校長が教職員の反対を押し切って「君が代」のテープを流した。その際、トラブルを恐れてか教頭が在校生に放送装置の操作をさせていたことがわかった。校長は「文部省が今年から完全実施を求めてきたため」と説明しているが、父母たちは「教師間で解決できない問題に、なぜ子どもを巻きこむのか」と反発。	5/12(水)	滋賀県警彦根署は12日、修学旅行で小学校6年の長男が注意されたのに腹を立てて学校に押しかけ教師に暴行したとして、この父親を傷害の疑いで逮捕。
5/11(火)	体育祭の練習中に組み体操の人間ピラミッドが崩れた事故で首の骨を折ったのは、学校側が安全への配慮を怠ったためだとして、福岡県立早良高校の卒業生、山崎忍さんと両親が同県を相手取り総額1億5千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が5月11日、福岡地裁で言い渡された。原告側の主張を全面的に認め、県に約1億3000万円の賠償を命じる判決を言い渡した。	5/13(木)	自民党の体育・スポーツ振興プロジェクトチーム(座長=保利耕輔元文相)、今後10年程度を目安とする新たな振興策を盛りこんだ「中間まとめ」(骨子)を決定した。①広域市町村圏を単位とする広域スポーツセンターの設置②プロコーチ制度の確立③選手の地位向上を狙った「スポーツ院」(仮称)の創設などが柱。
5/11(火)	「子どもの権利条約」衆議院外務委員会審議(1)	5/14(金)	文部省は「個性を生かす進路指導をめざして」と題する中学校指導資料第2分冊をまとめた
		5/14(金)	文部省は14日、東京で中学校の進路指導担当者や校長ら約1500人を集めた異例の「全国中学校進路指導研修」を開催。同省は今回の研修を通じ、偏差値偏重によって本来の在り方を見失っている中学校の進路指導を抜本的に見直し、指導の転換を図るよう訴えた。
		5/15(土)	子どもの人権問題にとりくむ市民団体「子どもサポートネット埼玉」が浦和市で92年6月に起きた元高

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	<p>校教諭夫妻の息子刺殺事件について学習会を開催。元教諭夫妻に教え子や地元の人から、減刑嘆願署名が約85,000も集まったことに注目、「こういった“同情”や“温情判決”には殺された子ども側の事情があまり考慮されていない。この事件を基に、なぜ家庭内暴力に走るのかなどについて考えたい」としている。</p>		<p>条約」批准承認案をめぐる質疑)で武藤外相が、学校行事での「日の丸」「君が代」指導に従えなかった児童・生徒について「ペナルティーを受けることになるのではないかと答弁。</p>
5/18(火)	<p>文部省が都道府県教委などに対し、6月9日の皇太子の結婚の儀に際しての祝意奉表について「各学校においては、あらかじめ適宜な方法により国民こぞって祝意を表すことの意義を児童・生徒に理解させることが適当と思われる」と指導を求める通知を出した。</p>	5/20(金)	<p>「子どもの権利条約」衆議院外務委員会審議(4)</p>
5/19(水)	<p>自民党の「児童と家庭問題小委員会(戸井田三郎委員長)」は、増大する女性の社会進出に対応するため、保育時間の延長を含めて現行の保育所運営の改善策を検討する方針を決定。</p>	5/21(土)	<p>森山文相が前日の武藤外相発言(ペナルティー発言)について、「ケース・バイ・ケースで学校が判断すべきこと」と記者会見で表明。</p>
5/19(水)	<p>「子どもの権利条約」衆議院外務委員会審議(3)(参考人意見聴取)</p>	5/21(土)	<p>「子どもの権利条約」衆議院外務委員会審議(5)</p>
5/19(水)	<p>北海道夕張市の夕張緑ヶ丘実業高校で、1年生の宿泊研修中の男子生徒12人が1人の男子生徒を殴るなどしていじめ、この場面をビデオに撮影していたことが分かり、同校は12人中6人を自主退学、6人を無期停学の処分に。</p>	5/24(月)	<p>大阪市東淀川区の市立大桐中学校3年、浜田幸雄君(14)が4月、友人宅で暴行を受け死亡した事件で、傷害致死容疑で逮捕、送致された同中学3年の男子生徒2人に対する少年審判が24日に大阪家裁であり、少年院送致の処分決定を言い渡した。 →少年院送致決定を受けた1人が決定を不服として大阪高裁に抗告</p>
5/20(木)	<p>全国高校体育連盟の基本問題検討委員会、在日朝鮮人の高校生で構成される朝鮮高級学校、専修学校などから出されていた加盟申請に対し、加盟は認めないものの、全国高校総体参加について、特例措置で道を開く方針案をまとめた。順調に進めば1994年度から新方式が実施される。</p>	5/24(月)	<p>文部省は、高校生が留学する際の指導の在り方や外国人留学生受け入れのために配慮すべき事柄などについて具体的に解説した「高校留学の手引」を刊行。</p>
5/20(木)	<p>衆議院外務委員会(「子どもの権利</p>	5/25(火)	<p>自民党の学術・文化・国際交流プロジェクトチーム(渡瀬憲明座長)、国の予算の1%を文化庁予算に充てることや①文化庁の「省」昇格、伝統工芸・芸能を伝承する伝統工芸技術高専(仮称)の設置などを提言した中間報告をまとめた。</p>
		5/25(火)	<p>「子どもの権利条約」批准承認案を審議している衆議院外務委員会の委員有志が、校則への憤りやいじめのつらさを訴える子どもたちの声を録音したテープを聞く。</p>
		5/26(水)	<p>「子どもの権利条約」批准承認案衆</p>

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	議院外務委員会採決(6)。引き続き 本会議で可決(決議も)。		めて考える(権利条約批准承認案、 衆院可決を受け)
5/26(水)	子どもの人権連、「子どもの権利条 約国会へ行こう!」5・26国会行動」。 5・26国会行動アピールを参加者約 300人で採択。	5/28(金)	日弁連(日本弁護士連合会)が5 月28日に開かれた総会で、教科書 の改善を求める決議＝ これは、東京弁護士会が92年度高 校で使用された「現代社会」教科 書(15社26種類)を点検したところ 「三権の一つでありながら、立法・ 行政に比べると扱いが小さい」 など司法に関する記述が不十分で 誤解を与えるものもあることがわ かり、「弁護士からの提言(仮題)」 を作成したのに続くとりくみ。
5/26(水)	全日本中学校長会の理事会、全都 道府県を対象にした「進路指導問 題の対応に関する調査」結果を發 表。業者テスト廃止方針に伴う都 道府県の対応策を緊急調査したも ので、①全国32県は今年度中に業 者テストを「全面的に廃止する」 が、2県は「縮小して実施する」 ②廃止後の対応策として9県が各 地区単位の公的な統一テストを予 定③全県的な統一テストは4県が 実施予定——などがわかった。	5/31(月)	「朝日」社説＝問われる大人の人権 感覚(権利条約批准承認案、衆院 可決を受け)
5/27(木)	「子どもの権利条約」批准承認案衆 議院可決(5月26日)を受け、全 国紙をはじめ地方紙(「北海道」「北 陸中日」「東京」「西日本」「京都」 「信濃毎日」「南日本」「長崎」「熊 本日日」「中国」「神奈川」新聞な ど)が報道。子どもの人権連の5・ 26国会行動アピールも報道。		
5/28(金)	岡山県倉敷市の市立第2福田小学 校の男性教諭(兵庫教育大学大学 院に国内留学中)の「児童の人間 関係を把握する手がかりに関する 調査」と題した論文作成のため、 5、6年生を対象に児童の名簿を 示し「好きな子」「嫌いな子」を答 えさせるアンケート調査を実施し ていることが分かり、保護者たち から反発が出ている。		
5/28(金)	「子どもの権利条約」批准承認案、 参議院本会議趣旨説明、代表質問 堀利和議員(社)が点字を使って質 問、これは前例は記録にない、と いう。堀議員は障害者差別と権利 条約に関連した質問を行った。		
5/28(金)	「読売」社説＝「子供と人権」を改		

## ◆ 広報委員会から……/菅源太郎 (広報委員)

◆ 「権利条約」批准承認案が廃案になって2ヵ月。しかし、2ヵ月とは思えないほど、いろいろな動きがありました。

政治改革の失敗によって内閣不信任案可決・衆議院解散となり、「権利条約」や環境基本法などが廃案となったのが6月18日。まず若手が、つづいて羽田派が離党し、自民党は分裂。離党グループは相次いで新党を結成しました。そして7月18日に投票された総選挙で自民党過半数割れ。8月6日の首班指名で細川護熙さんが内閣総理大臣となり、9日には非自民連立内閣がスタートしました。

◆ 細川首相は「責任ある変革」を掲げ、戦争責任などについて自民党内閣より積極的な発言をしています。この新内閣の「子どもの権利条約」への姿勢がどうなるかは、私たちの働きかけしだいとなっています。それは、何より「権利条約」の完全批准をもとめてきた努力が与党となり、内閣にも参画しているからです。

◆ 子どもの人権連は、学習・研究委員会などで各種の提言を行ってきました。これからはその提言をいかに運動として具体化していくかの段階であり「権利条約」完全批准をもとめる運動はその試金石といえます。

◆ この運動は、大きな世論なしには成功しません。子どもの権利侵害が繰り返されている状況を私たち自身があらためて認識し、子どもの権利に対する社会の理解を深めていくことを通して、そのような世論はつくられます。

会員の皆さんの「完全批准」をもとめる運動への一層のご協力をお願いします。

### お・知・ら・せ

- ① 住所を変更された時は、ハガキに新旧両住所併記のうえ、事務局までお知らせください。電話での変更通知はご遠慮ください。
- ② 住居表示が変更になった場合も上記と同様におねがいたします。
- ③ 会員の方が有料の広報出版物を購入される場合、頒価の20%offとなります。お申し込みの際は、必ず会員である旨をお知らせください。
- ④ 本誌送本の宛名の下に会員コードナンバーと、会費切れ年月日を記載しております。原則として毎月末に会費切れの方へ請求書と郵便振込用紙をお送りしますので、お早目にご送金願います。

(例) 一ツ橋千代子様

A-10356/'94.09.15

└─個人会員 ─┬─会費切れ  
└─コードナンバー ─┬─年月日

※ 団体会員の場合は、日-標識です。

### ☆ 編集スタッフ ☆

編集長  
福山真劫 (子どもの人権連事務局次長  
自治労社会福祉評議会事務局長)

編集委員  
笠井博徳 (子どもの人権連事務局員  
日教組教育文化運動局書記)

菅源太郎 (子どもの人権連事務局員)

高橋公 (子どもの人権連事務局員  
自治労社会保険局書記)

平野裕二 (子どもの人権連事務局員  
ARC代表・チルドレンズレポート編集長)

●いんふおめーしょん/子どもの人権連No.20・21合併号 1993年8月20日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆ 発行&編集人 子どもの人権連広報委員会/福山真劫
- ◆ 事務局 〒101 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F  
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172  
郵便振替/東京 8-18438 (子どもの人権連)
- ◆ 年間購読料 3,000円 (ただし、会員は会費に含む)

# 子どもの人権連の本

## 今日から

## 子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.2  
A4版/500円 (〒240円)

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

子どもの権利条約 対訳集 子どもの人権連ブックレットNo.3  
児童の権利条約 A5版/500円 (〒240円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した Convention on the Rights of the Child の全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が開議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」など政府資料も掲載し、〈子どもの権利条約の批准にあたって—その問題点と課題〉を多角的に明らかにした解説も同時収録。

子どもの権利条約と国内法の問題点 300円 (〒240円)

☆子どもの権利条約の各条文毎に関連国内法規などを明記し、国内法制度のどこが問題点であるかを明らかにしたパンフレット。  
条約批准にむけて、関連国内法制度の整備充実は緊急なテーマ。

子どもの権利条約、実施のためのQ&A 1,000円 (〒240円)

☆権利条約の理念と諸規定を日本で実施するための問題点の整理を豊富な関連資料を使って解説。子どものための世界サミットの宣言、権利条約関連の文献リストなども収録。

子どもの権利条約 絵はがきセット(8枚ケース入り) 200円 (〒72円)

全党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約 1,000円 (〒240円)

子どもの権利条約 1,000円 (〒240円)

子どもの人権読本 1,000円 (〒240円)

☆会員情報誌(月刊) ★いんふおめーしょん 子どもの人権連



## 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN  
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便振替 東京 8-18438  
東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F